

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制 定 令和5年3月30日4環バ第465号
改 正 令和6年3月28日5環バ第405号

(趣旨)

第1 農山漁村や食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退、国際情勢の不安定化を背景とした燃油や化学肥料を始めとする生産資材の高騰などの課題に直面している。加えて、SDGsや環境の重要性が国内外で高まっており、持続可能な食料システムの構築は急務である。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するべく、本要綱を制定し、みどりの食料システム戦略推進交付金（以下「本交付金」という。）により、みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援するものとする。

(通則)

第2 本交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 本交付金は、みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業の実施に関して必要な事項は、第5から第34までに定めるもののほか、次の第1号から第9号までに掲げる事業ごとに、それぞれの別記で定めるものとする。

- (1) 推進体制整備 別記1
- (2) 有機農業産地づくり推進 別記2
- (3) 有機転換推進事業 別記3
- (4) グリーンな栽培体系への転換サポート 別記4
- (5) SDGs対応型施設園芸確立 別記5
- (6) 地域循環型エネルギーシステム構築 別記6
- (7) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進 別記7
- (8) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消施設整備 別記8-1及び別記8-3
- (9) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策 別記8-2及び別記8-3

(事業の実施)

第5 事業実施主体は、それぞれの別記に定めるところにより、本事業の具体的な成果目標を定めるものとする。

- 2 事業実施主体は、第4に掲げる事業ごとに別紙様式第1号から第9号までにより事業実施計画書を作成し都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により都道府県以外の事業実施主体から提出のあった事業実施計画書又は自らが作成した事業実施計画書を第8第1項の規定による交付申請書に添付するものとする。なお、都道府県知事は、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長（以下「地方農政局長等」という。）の求めに応じて、事業実施計画書を交付申請書の提出より前に提出しなければならない。
- 4 事業実施主体は、別記9に定めるところにより、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート又は実施者リストを、事業実施計画書とともに都道府県知事宛てに提出する。なお、都道府県知事が事業実施主体である場合にあつては、交付申請書とともに当該チェックシート又は実施者リストを地方農政局長等宛てに提出する。
- 5 事業の採択基準については、次に定めるもののほか、それぞれの別記に定めるものとする。
 - (1) 事業実施計画が、環境負荷の低減に資するものであること。

- (2) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
 - (3) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
 - (4) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (5) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
 - (6) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。
 - (7) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。
 - (8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。
- 6 事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 7 第4第1項第8号及び9号に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記8-1及び別記8-2に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

(交付の対象及び交付率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事が行う別表に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、本交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で本交付金を交付する。

- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第7 本交付金は、別表の区分欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の欄に掲げる事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 本交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 9 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 10 地方農政局長等は、第 8 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、本交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第 8 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（事業の着手）

- 第 11 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。
- ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受けた上で、別記様式第 2 号により、その理由を明記したみどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。
- なお、事業実施主体が都道府県の場合は、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 前項ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び本交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 3 都道府県は、第 1 項ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要

な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

(申請の取下げ)

第 12 都道府県知事は、第 8 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第 13 都道府県知事は、交付金事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第 14 都道府県知事は、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。なお、変更の手続については、第 5 第 3 項の規定に準じて行うものとし、事業実施主体の変更については、第 5 第 4 項の規定に準じて提出をすること。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

ただし、第 16 に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 16 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 16 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 17 都道府県知事は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 18 都道府県知事は、本交付金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、交付金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 19 都道府県知事は、本交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、当該協議の内容の範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付金事業に係る本交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた本交付金の額を遅延なく事業実施主体に交付しなければならない。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、都道府県知事は、交付金事業が完了したとき（第 15 第 1 項による廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し本交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農

政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、本交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- 第21 地方農政局長等は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき本交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える本交付金が交付されているときは、その超える部分の本交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の本交付金の返還期限は、当該命令のあった日から20日（本交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第22 都道府県知事は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の本交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1

項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 21 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 21 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 23 地方農政局長等は、第 15 第 1 項第 3 号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を当該交付金事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付金事業を実施する事業実施主体が、間接交付金を当該間接交付金事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する本交付金が交付されているときは、期限を付して本交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る本交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による本交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 21 第 3 項の規定（括弧書きの場合を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第 24 都道府県知事は、交付対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 25 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 8 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 10 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
- (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 第 3 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(収益納付)

- 第 26 第 4 第 1 項第 5 号に掲げる事業について、都道府県知事は、別記 6 に定めるところにより相当の収益が生じたときは、別記 6 に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合、別記 6 に定めるところにより、交付された本交付金の額を限度として、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

- 第 27 都道府県知事は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、本交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、第

1 項及び前項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 4 前項及び第 28 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録により整備及び保管することができる。

(交付金調書)

- 第 28 都道府県知事は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金を交付する際に付すべき条件)

- 第 29 都道府県知事は、地方公共団体である事業実施主体に本交付金を交付するときは、本要綱の第 7、第 13、第 15 から第 18 まで、第 20、第 22 から第 24 まで及び第 26 から第 28 までに準ずる条件並びに次の第 1 号から第 3 号までに掲げる条件を、地方公共団体以外の事業実施主体に交付するときは、本要綱の第 7、第 15 から第 18 まで、第 20、第 22 から第 24 まで、第 26 及び第 27 に準ずる条件並びに次の第 1 号から第 3 号までに掲げる条件を、地方公共団体である事業実施主体が更に地方公共団体以外の事業実施主体に本交付金を交付するときは、本要綱の第 7、第 15 から第 18 まで、第 20 から第 24 まで及び第 26 から第 29 まで並びに次の第 1 号から第 3 号まで及び次項から第 8 項までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、及び本要綱に従うべきこと。

- (2) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、本交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に本交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 事業実施主体は、間接交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、地方公共団体である事業実施主体に本交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 4 都道府県知事は、事業実施主体が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、同ただし書の場合にあっては、第10第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 6 都道府県知事は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 都道府県知事は、間接交付金事業に関して、事業実施主体から本交付金の返還又は返納を受けた場合は、本交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第 30 都道府県以外の事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、それぞれの別記に定める当該年度における事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第 31 第 1 項の報告に代えることができるものとする。

2 都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れているものと判断したときは、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、それぞれの別記に定める事業実施状況報告書を作成し、第 1 項の規定により都道府県知事以外の事業実施主体から報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 都道府県知事に対する指導

(1) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

(2) 地方農政局長等は、前号に規定する指導を行った場合は、当該指導の内容の報告があった年度の 12 月末までに第 4 第 1 項第 1 号及び第 6 号から第 9 号までに掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第 4 第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事業については農産局長に、それぞれ報告するものとする。

5 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、前項に定める報告の他、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

(事業の評価)

第 31 都道府県以外の事業実施主体は、別記に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、それぞれの別記に定める事業評価報告書を作成の上、都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、別紙様式第 14 号－1 により改善計画を提出させ、必要な改善措置を指導し、当該成

果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

3 都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、それぞれの別記に定める事業評価報告書を作成し、第1項の規定により都道府県知事以外の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書と併せて、報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。なお、前項の規定による改善措置を講じた場合は、当該改善措置内容についても、別紙様式第14号-2により併せて報告するものとする。

4 本事業の成果に係る評価

(1) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局による検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長は、前号の評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。

(3) 第1号による評価及び前号による指導を行った場合は、当該評価の結果及び当該指導の内容を評価及び指導を行った年度の12月末までに第4第1項第1号及び第6号から第9号までに掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第4第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる事業については農産局長に、別紙様式第15号によりそれぞれ報告するものとする。

(指導等)

第32 国及び都道府県知事が行う指導等については、それぞれの別記により行うものとする。

(事業効果の調査分析)

第33 大臣は、本事業の効果について調査分析を行うため、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。

2 大臣は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。

3 大臣は、前項の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第34 都道府県知事は、第8第1項の規定による交付申請、第15第1項の規定によ

る計画変更、中止又は廃止の申請、第 18 の規定による状況報告、第 19 の規定による概算払請求、第 20 第 1 項の規定による実績報告、第 20 第 2 項の規定による年度終了実績報告、第 20 第 4 項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第 25 第 3 項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFF により提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFF を使用する方法により行うことができる。
- 4 都道府県知事が第 1 項の規定により eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 環バ第 341 号農林水産事務次官依命通知）及びみどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 環バ第 340 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 前項による廃止前のみどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱及びみどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日 5 環バ第 460 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表（第 6、第 7、第 16 関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更

1 みどりの食料システム戦略推進 交付金 (推進事業)	1 推進体制整備 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア みどりの食料システム基本計画の推進 イ 有機農業指導員等の育成・確保	定額 定額	経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金の増
	2 有機農業産地づくり推進 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出 エ 都道府県推進	定額※ 定額※ 定額※ 定額 ※機械リースについては2分の1以内		
	3 有機転換推進事業 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業	定額 定額		

	<p>4 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ バイオ液肥散布車の導入 エ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進 オ バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証</p>	<p>2分の1以内 定額 2分の1以内 定額 定額</p>	<p>経費の欄に掲げるアからオまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	
	<p>5 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（推進事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費</p> <p>ア 原材料等調達の安定・強化 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信</p>	<p>定額※ 定額※ 定額※ ※機械等のリースについては2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	

2 みどりの食料システム戦略推進交付金(科学技術振興事業)	1 グリーンな栽培体系への転換サポート 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系への転換 ① グリーンな栽培体系の検討 ② グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ③ 消費者理解の醸成 イ 都道府県域への展開	定額 2分の1以内 定額 定額	経費の欄に掲げるアの①から③までの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金の増 4 事業費又は交付金の30%を超える減 5 成果目標の変更
	2 SDGs対応型施設園芸確立 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催 イ マニュアル作成・情報発信 ウ 環境影響評価の実施 エ 新技術による栽培実証 オ 省エネ機器設備・資材等による加温体系実証	定額 定額 定額 定額 2分の1以内	経費の欄に掲げるウからオまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	3 地域循環型エネルギーシステム構築 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査等 ③ 発電設備の導入 イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援	定額 定額 2分の1以内 定額	経費の欄に掲げるアの①及び②と③の経費の相互間における30%を超える増減	

<p>3 みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業）</p>	<p>1 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消施設整備 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費</p>	<p>2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増又は交付金の増 5 事業費又は交付金の30%を超える減 6 成果目標の変更</p>
	<p>2 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（整備事業） 本要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費</p>	<p>2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	

(注) みどりの食料システム戦略推進交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(別記)

- ・別記 1 推進体制整備
- ・別記 2 有機農業産地づくり推進
- ・別記 3 有機転換推進事業
- ・別記 4 グリーンな栽培体系への転換サポート
- ・別記 5 SDGs 対応型施設園芸確立
- ・別記 6 地域循環型エネルギーシステム構築
- ・別記 7 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進
- ・別記 8 - 1 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消施設整備
- ・別記 8 - 2 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策
- ・別記 8 - 3 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策の整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象経費の取扱い
- ・別記 9 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(別記様式)

- ・別記様式第 1 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金交付申請書
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 A
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 B
- ・別記様式第 1 号 交付申請書様式 C
- ・別記様式第 2 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届
- ・別記様式第 3 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金変更等承認申請書
- ・別記様式第 4 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金遅延届出書
- ・別記様式第 5 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金事業遂行状況報告書
- ・別記様式第 6 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金概算払請求書
- ・別記様式第 7 号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金実績報告書
- ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 A
- ・別記様式第 7 号 実績報告書様式 B

- ・別記様式第7号 実績報告書様式C
- ・別記様式第7号 実績報告書様式D
- ・別記様式第8号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金（○○○
○○○○○事業）年度終了実績報告書
- ・別記様式第9号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金の消費税
仕入控除税額報告書
- ・別記様式第10号 財産管理台帳
- ・別記様式第11号 ○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金調査
- ・別記様式第12号 契約に係る指名停止等に関する申立書

(別紙様式)

- ・別紙様式第1号 みどりの食料システム戦略推進交付金（推進体制整備）
事業実施計画書（別記1）
- ・別紙様式第2号 みどりの食料システム戦略推進交付金（有機農業産地づ
くり推進）事業実施計画書（別記2）
- ・別紙様式第3号 みどりの食料システム戦略推進交付金（有機転換推進事業）
事業実施計画書（別記3）
- ・別紙様式第4号 みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな栽培
体系への転換サポート）事業実施計画書（別記4）
- ・別紙様式第5号 みどりの食料システム戦略推進交付金（SDGs対応型
施設園芸確立）事業実施計画書（別記5）
- ・別紙様式第6号 みどりの食料システム戦略推進交付金（地域循環型エネ
ルギーシステム構築）事業実施計画書（別記6）
- ・別紙様式第7号 みどりの食料システム戦略推進交付金（持続可能なエネ
ルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策の
うちバイオマス地産地消の推進）事業実施計画書（別記
7）
- ・別紙様式第8号 みどりの食料システム戦略推進交付金（持続可能なエネ
ルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策の
うちバイオマス地産地消施設整備）事業実施計画書（別記
8-1）
- ・別紙様式第9号 みどりの食料システム戦略推進交付金（持続可能なエネ
ルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のう
ち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策）事業実施
計画書（別記8-2）
- ・別紙様式第10号 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- ・別紙様式第11号 みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申
請書（共通）

- ・別紙様式第 12 号 みどりの食料システム戦略推進交付金における特認団体に係る認定協議（共通）
- ・別紙様式第 13 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の事業実施状況報告及び評価報告（共通）
- ・別紙様式第 14 号-1 みどりの食料システム戦略推進交付金における改善計画について（共通）
- ・別紙様式第 14 号-2 みどりの食料システム戦略推進交付金の評価結果に係る改善措置について（共通）
- ・別紙様式第 15 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の事業評価における報告書（共通）
- ・別紙様式第 16 号 みどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付金支払確認書（共通）
- ・別紙様式第 17 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマス地産地消施設整備に関する費用対効果分析（投資効率）（別記 8-1）
- ・別紙様式第 18 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策に関する費用対効果分析（投資効率）（別記 8-2）
- ・別紙様式第 19 号 みどりの食料システム戦略推進交付金整備事業に関する入札結果報告・着手届（別記 8-3）
- ・別紙様式第 20 号 みどりの食料システム戦略推進交付金整備事業に関するしゅん功届（別記 8-3）
- ・別紙様式第 21 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届（別記 8-3）
- ・別紙様式第 22 号 みどりの食料システム戦略推進交付金収益状況報告書（別記 6）
- ・別紙様式第 23 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマス地産地消の推進）に関する整備状況報告（別記 7）
- ・別紙様式第 24 号-1 有機転換推進事業交付申請書（別記 3）
- ・別紙様式第 24 号-2 有機転換推進事業交付申請書（有機栽培管理シート）（別記 3）
- ・別紙様式第 24 号-3 有機転換推進事業交付申請書（有機転換チェックシート）（別記 3）
- ・別紙様式第 25 号 自家加工販売（直売所等での販売）計画書（別記 3）

別記 1

推進体制整備

第 1 事業内容等

1 みどりの食料システム基本計画の推進

(1) 事業内容

本事業は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が管轄する区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。）、食品産業の事業者その他の商工業者、大学・研究機関、金融機関、関係行政機関等と連携して、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）の進捗管理、効果検証の取組又は見直し（法第 15 条第 2 項第 3 号に規定する特定区域の形成・拡大等）に向けた検討及び関係者の理解醸成のための情報発信並びに法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定の推進等の支援を行う。

(2) 交付対象経費

講師謝金、講師旅費、資料印刷費、会場借料、機器借料、消耗品費、通信運搬費、委託料（コンサルタント等の委託料）等

なお、費用の詳細は別添 1 のとおりとする。

2 有機農業指導員等の育成・確保

(1) 事業内容

有機農業やグリーンな栽培体系、地域循環型エネルギーシステム等の指導・助言を行う人材（有機農業指導員及び有機農業指導員以外の専門指導員）を育成する。また、各取組の普及に向けて、地域に即した有機農業指導員及び有機農業指導員以外の専門指導員の配置や任命、相談窓口の設置等を行い、農業者等に対し栽培技術や有機 JAS 制度等について指導・助言を行う体制を整備する。

(2) 定義

ア 有機農業指導員

有機農業指導員は、有機 JAS 制度の知識を習得するために次の（ア）及び（イ）の研修等を受講（有機農業推進体制整備交付金等、過年度の同種の支援事業や地方自治体による支援事業等により既にこれらの研修を受講した者、及び熟練有機農業者等、現場の実践を通じ同種の知識・経験を有する者を含む）し、有機農業の栽培技術や有機 JAS 制度等について指導・助言を行う者とする。

事業実施主体は、有機農業指導員を本要綱第 5 第 2 項の規定に基づき作成する事業実施計画の有機農業指導体制に位置付けるものとする。

- (ア) 有機 JAS 検査員向け養成研修
- (イ) ほ場実地検査を活用した現地講習

イ 有機農業指導員以外の専門指導員

グリーンな栽培体系、営農型太陽光発電、未利用資源のエネルギー利用促進、バイオマス利活用施設等に取り組む農林漁業者等への指導・助言及び普及に向けた指導活動に適した専門指導員については、関係法令に基づく専門指導員のほか、専門技術研修及び現地実習等を受講し、各取組に必要な知識や技術を有し、指導・助言を行う者とする。

(3) 交付対象経費

講習会受講費（講習会受講料）及び研修会開催費（研修指導謝金、旅費）、講師謝金、講師旅費、会場借料、消耗品費、資料作成費等
なお、費用の詳細は別添 2 のとおりとする。

第 2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体

都道府県又は市町村

2 交付率等

(1) 交付金額の上限

1 事業主体当たり 350 万円とする。

(2) 交付率

定額（機械リース費に係る経費のみ 2 分の 1 以内）とし、交付上限の範囲内で支援する。

第 3 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、事業実施年度から 3 年以内とし、事業実施年度とするこ

とも可能とする。

2 成果目標は、第 1 の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第 4 採択基準等

1 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第 5 第 5 項の規定に掲げるとおりとする。

2 事業の実施に関する事項

第 1 の 1 の計画の作成又は見直しについては、目標年度までに基本計画に反映させるものとする。

第 5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（2の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。
 - ア 委託先が決定している場合は委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、本要綱第29第2項第2号に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（別記様式第12号）の提出を求めるものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成するものとする。また、事業実施主体が都道府県以外の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記

載すること。

- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法。

第7 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成するものとする。また、事業実施主体が都道府県以外の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策。

第8 リース方式における留意点

リース方式における留意点は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の式によるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）の式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合におけるリース料助成額は、次の（2）の式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（1）及び（2）の式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（1）「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

（2）「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）×助成率（1／2以内）

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

本要綱第30第1項の規定による事業実施状況の報告に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等
- (5) その他必要な書類等

4 事業実施上遵守すべき事項

- (1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。

- (2) (1)のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

- (3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第16号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるようこれを適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

5 指導等

地方農政局長等は、本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあつては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第9 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

なお、成果目標を達成するため複数年度にわたって事業を実施する必要がある場合には、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

第10 他の計画との関連

本事業の実施に当たっては、関係する別の事業実施主体のビジョン・計画との連携等に配慮するものとする。

別添 1

費目	細目	内容	留意事項
賃金		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経課長通知。以下「経理課長通知」という。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は、物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、ライセンス、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象経費は、本事業に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等） 	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品は、物品受払簿で管理すること。

	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・事業実施主体が現地調査等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う先進地視察等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部(事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別添 2

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は、物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料金を除く
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷・製本に係る経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。

	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に直接必要な研修等の広告・周知に要する経費 	
	研修等参加費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費 	
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が現地調査等に使用する自動車のガソリン代の経費 	
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要 	

		であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 2

有機農業産地づくり推進

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の消費者を巻き込んで推進するモデル地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組の支援を行うとともに、輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組への支援を行う。

また、都道府県は、管内の市町村に対する有機農業にかかる情報提供等を通じ、管内の有機農業への取組機運を高めるとともに、有機農業実施計画の策定に向けた取組の支援を行う。

(1) 有機農業実施計画の策定

ア 有機農業実施計画の記載事項

有機農業実施計画は、次の（ア）から（オ）までを必須の記載項目とし、必要に応じて（カ）及び（キ）の項目を記載するものとする。有機農業実施計画に基づく事業期間は5年間の標準として作成することを原則とし、5年未満又は5年を超える期間での有機農業実施計画を定める場合には、都道府県とあらかじめ協議するものとする。

有機農業実施計画は、都道府県に対して事前に協議の上、事業開始年度の翌年度の4月末までに提出するものとする。

（ア）中心となる市町村

（イ）対象市町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

（ウ）有機農業の生産の取組及び目標の達成に向けた具体的内容

（エ）有機農業で生産された農産物（以下「有機農産物等」という。）の加工、流通、消費等の取組及び目標の達成に向けた具体的内容

（オ）取組の推進体制、役割、年度計画

（カ）（ウ）及び（エ）の実施に伴う本事業以外の関連事業の概要（関連事業の内容、活用を想定する事業、実施予定年度等）

（キ）その他（達成状況の評価、取組の周知等）

イ 有機農業実施計画の策定に向けた取組

有機農業実施計画の策定に当たり、より高度なモデル性と実現性を備えた計画となるよう、以下の取組を行うものとし、その策定後についても当該年度内の取組を継続できるものとする。

（ア）検討会の開催

有機農業実施計画の策定に向け、農業者、事業者、地域内外の消費

者、専門家等の有機農業実施計画の策定に必要な者を参集した検討会を開催する。検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。

また、検討会の開催に当たって必要があれば、地域の状況に関する調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

(イ) 試行的な取組の実施

生産、加工、流通及び消費の各段階において、有機農業実施計画に掲げる取組の実現性又は課題を検証するための試験的な取組や、計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うものとする。取組の具体的なイメージは、別紙1に定めるとおりとする。

なお、これらの取組の実施に当たっては、農業者や事業対象地区内外の事業者や消費者と連携した取組となるよう留意すること。

ウ 有機農業実施計画策定の周知等によるオーガニックビレッジ宣言の実施
オーガニックビレッジ宣言は、有機農業実施計画を定めた市町村が別途定める様式に必要事項を記入し、有機農業実施計画を策定したことを周知することとし、事業実施主体、当該市町村等のホームページ等で公表するほか、各種イベントを活用した情報発信などを通じて行うものとする。

また、農林水産省において、有機農業実施計画の認知度の向上を図るため、農林水産省ホームページへの掲載や各種イベントでの周知等を行うものとする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

(1) の有機農業実施計画を策定した事業実施主体は、当該計画の実現性を高めるため、以下の取組を行うものとする。

ア 検討会の開催

有機農業実施計画の実現に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催する。検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。

イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

円滑な有機農業の推進を図るため、事業対象地区において、(1)アにおいて定めた有機農業実施計画に基づく有機農業の生産関連の取組を行うとともに、当該地区で生産された有機農産物等に係る加工・流通関連や消費関連の取組を実施する。

ウ 課題解決に向けた調査等

イにおける取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、必要に応じて、有機農業実施計画を実践する上で、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を

実施できるものとする。

エ 有機農業実施計画の変更

有機農業実施計画の変更が必要となった場合、都道府県との協議により有機農業実施計画を変更するものとする。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

事業実施主体は(2)の取組を開始した翌年度以降、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向け、以下の取組を行うことができるものとする。なお、本取組の開始年度にはアの取組を実施すること。

ア 新たな有機農業実施計画の策定

(1)で策定した有機農業実施計画の目標数値、取組等の更新を行うものとし、目標数値は本取組開始年度の5年後の目標を設定するものとする。また、策定に当たっては、域外の行政区若しくは域外の販路を持つ事業者との連携又は輸出のいずれかの取組を記載するほか、有機農産物等の生産から加工、流通、消費等における必要な取組を記載するものとする。

なお、策定した有機農業実施計画については、都道府県に対して事前に協議の上、本取組開始年度の3月末までに提出するものとし、事業実施主体、当該市町村等のホームページ等で公表するものとする。

イ 検討会の開催

新たな有機農業実施計画の策定や実現に向け、農業者、地域内外の事業者や消費者、専門家等の関係者を参集した検討会を開催できるものとする。

ウ 新たな有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

アにおいて更新した又は更新する予定の有機農業実施計画に基づき、有機農業の生産関連の取組や、生産された有機農産物等に係る加工・流通関連やその他消費関連の取組を実施できるものとする。

エ 課題解決に向けた調査等

ウにおける取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

オ 有機農業実施計画の変更

有機農業実施計画の変更が必要となった場合、都道府県との協議により有機農業実施計画を変更するものとする。

(4) 都道府県推進

有機農業のモデル地区の創出に向け、都道府県の管内の市町村(特別区を含む。)、農業者、食品産業の事業者その他の商工業者、大学・研究機関、金融機関等、地域の実情に通じた者を対象とした会議、検討会等を開催できるものとする。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出
別添 1 に定める経費
- (2) 都道府県推進
別添 2 に定める経費

第 2 事業実施主体等

1 事業実施主体

- (1) 本事業の事業実施主体は、第 1 の 1 (1) から (3) までについては市町村又は市町村が参画する協議会とし、第 1 の 1 (4) については都道府県とする。
なお、第 1 の 1 (1) から (3) までにおいて、複数の市町村が参画する協議会が事業を実施する場合、有機農業実施計画の策定を行う市町村を特定すること。
- (2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約等を定めるものとする。
 - ア 目的
 - イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - ウ 意思決定の方法
 - エ 解散した場合の地位の承継者
 - オ 事務処理及び会計処理の方法
 - カ 会計監査及び事務監査の方法
 - キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付率等

- (1) 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出
本事業の交付率は、定額（機械リース費に係る経費のみ 2 分の 1 以内）とする。交付金の上限額は、第 1 の 1 (1) については、有機農業実施計画を策定する市町村 1 か所当たり 1,000 万円、第 1 の 1 (2) については、有機農業実施計画策定の翌年度の取組を年間 800 万円、翌々年度の取組を年間 600 万円、第 1 の 1 (3) については、年間 1,000 万円とする。
- (2) 都道府県推進
本事業の交付率は、定額とし、交付金の上限額は、年間 90 万円とする。

3 実施要件

- 本事業の実施要件は、次のとおりとする。
 - (1) 第 1 の 1 (2) に取り組む場合は、第 1 の 1 (1) の有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。
 - (2) 農業機械又は食品加工機械をリースして導入する場合の基準は、次のとおりとする。

ア リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、本事業に取り組む農業者、団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人をいう。）、食品製造業者又は食品流通事業者とする。

イ 設備・機械の範囲

設備・機械の範囲は、有機農業の生産の拡大、有機農産物等の加工、流通の効率化、有機農産物等の販売に必要なものとする。

なお、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

ウ 機械の利用条件

本事業で使用する設備・機械については、有機農産物等の生産量、出荷量、有機加工食品の製造・加工量、流通量等に応じた適正な処理能力とすることとし、アに定める機械の利用者が使用するもの又は当該地区の有機農業者が受益するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）本交付金事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。

（イ）リース事業者が納入する機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

（ウ）リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

（エ）本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

（オ）スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

（3）リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース

期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

イ 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）×助成率（1／2以内）

第3 成果目標

1 目標年度

(1) 有機農業実施計画の策定

第1の1(1)の取組に関する目標年度は、事業終了年度の翌年度とする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第1の1(2)の取組に関する目標年度は、有機農業実施計画の取組終期の年度とする。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

第1の1(3)の取組に関する目標年度は、事業開始年度の5年後とする。

(4) 都道府県推進

第1の1(4)の取組に関する目標年度は、事業開始年度の翌年度とする。

2 成果目標

(1) 有機農業実施計画の策定

第1の1(1)の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画の策定とする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

第1の1(2)の取組に関する成果目標は、有機農業実施計画に設定した目標とする。

また、有機農業実施計画の目標設定に当たっては、有機農業取組面積拡大、有機農産物等販売量拡大又は有機農業者増加のうちいずれか1つ以上の数値目標（以下「数値目標」という。）を設定するものとする。なお、都道府県知事が認める場合においては、この限りではない。

(3) 飛躍的な拡大産地の創出

第1の1(3)の取組に関する成果目標は、新たな有機農業実施計画に設定する数値目標とし、目標設定に当たっては、事業の対象品目において、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1ポイント以上増加又は面積を30ha以上増加させる目標を設定するものとする。

(4) 都道府県推進

第1の1(4)の取組に関する成果目標は、開始年度の翌年度までに第1の1(1)の取組を新たに開始した市町村数とする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定のほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 本交付金事業において提出される別紙様式第2号に基づき作成された事業実施計画（以下「本事業実施計画」という。）が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。
- 2 事業で実施する各種の取組について、ホームページや広報誌、市町村や都道府県等が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。
- 3 事業実施主体となる市町村及び協議会に参画する市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること、又は、加盟する予定があること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、第1の2に定める交付対象経費とはならない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（第11の1のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。
- ア 委託先が決定している場合は、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するために委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出
- (1) 本要綱第30第1項の規定により行う事業実施状況の報告について、本事業においては、事業実施主体は、第1の1(1)の事業終了年度の翌年度から成果目標の目標年度までの取組について、毎年度、有機農業実施計画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第13号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
- なお、目標年度が事業実施年度の場合、当該報告をもって、第7の1の事業成果の評価に代えることができるものとする。
 - ア 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
 - ウ イを踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成に向けて指導をすることができる。
- (3) 都道府県知事は、前項の規定により報告があった事業実施状況報告書を報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。
- (4) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。
- 2 都道府県推進
- (1) 本要綱第30第1項の規定により、事業実施主体は、毎年度、本事業実施計

画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第13号の報告書を作成し、1の(3)の報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導することができる。

第7 事業成果の評価

1 有機農業実施計画の策定及び実現に向けた取組の実践並びに飛躍的な拡大産地の創出

- (1) 事業実施主体は、成果目標の目標年度の翌年度において、有機農業実施計画の策定又は有機農業実施計画に定められた数値目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第13号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、当該報告は第6の1による当該年度の事業実施状況の報告を兼ねることができるものとする。

ア 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。

- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から前項に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に対して、指導をすることができるものとする。

- (3) 都道府県知事は、都道府県が自ら実施し点検・評価した事業評価報告書と併せて、(1)の規定により管内の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書を報告があった年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

- (4) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

2 都道府県推進

- (1) 都道府県知事は、目標年度の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した別紙様式第13号の報告書を作成し、当該年度の9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

なお、当該報告は第6の2による当該年度の事業実施状況の報告を兼ねるこ

とができるものとする。

ア 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

イ 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

ウ イを踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。

(2) 前項の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事に指導をすることができる。

第8 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）製造原価をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第9 その他

1 本事業実施計画の期間

本事業実施計画の期間について、第1の1（1）及び（4）は、原則1年以内とする。

なお、第1の1（1）においては、有機農業実施計画の策定に複数年度を要するなど、特に都道府県知事が認める場合にあっては、事業実施計画の期間を2年間とすることができるものとし、その場合は、策定した有機農業実施計画について、都道府県に対して事前に協議の上、事業開始年度の翌々年度の4月末までに提出するものとする。

ただし、この場合の2年目の予算については、改めて交付申請を行うものとする。

第1の1（2）は、2年以内、第1の1（3）は、3年以内とする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配

置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

(別添1)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の策定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は、物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。

	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給食での利用等に必要な原材料の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資材費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な次の経費 検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な以下の経費 短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費(USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等) 	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修等参加費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費 	
	認証取得推進費	<ul style="list-style-type: none"> 有機JAS認証の取得支援(認証検査)等に要する経費 	
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費 	
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。

	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> 本事業の交付目的たる事業の一部(事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために必要な参加者等に係る損害保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 保険は掛け捨てのものに限る。

(別添2)

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費（USB メモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費	・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	・事業の推進・指導、各種会議及び調査等に要する旅費	・必要に応じて、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務	手数料	・事業を実施するために直接必要	

費		な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別紙1 試行的取組の具体的な内容について

	具体的な取組
1 生産関連の取組	<p>ア 新たな栽培技術の実証、成果の普及 事業実施区域で栽培経験のない品目等の導入に向けたほ場の借り上げや先進的農家の指導の下で行う研修の実施、栽培技術講習の計画作成や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータ収集・分析等を実施。</p> <p>イ 事業実施区域の未利用有機資材の供給体制整備 事業実施区域内の生産者が低廉かつ安定的に資材を活用できるよう、地域の未利用有機質資材の賦存量の調査、収集方法の検討、堆肥化施設の概略の設計とともに、少量の堆肥の製作、栽培試験及び収量調査を実施。</p> <p>ウ 有機ほ場団地化 事業実施区域において、有機農業を実施するため、団地化に向けた計画策定や地権者への説明会の実施、団地化するほ場の刈払い・抜根・簡易排水改良、有機 JAS 認証取得に向けた実地検査等を実施。</p> <p>エ 新規有機農業者の育成や技術講習会の開催 事業実施区域で持続的に有機農業を実施するため、ほ場を借り上げて有機農業指導員や先進的農家等を招へいた新規参入者向け研修会の開催や新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土作りや有機 JAS 認証制度を含む表示制度の技術講習会等を開催。</p> <p>オ 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入 事業実施区域や類似する地域の取組結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションを導入。</p> <p>カ 生産・出荷効率化の講習会開催・ソフトウェア導入 事業実施区域の栽培品目、生産量、作付け時期等の調整、出荷の調整・管理を効率化する講習会等の開催並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入。</p>

	<p>キ 共同出荷体制の整備 流通コストの低減を図るため、地域の有機農業者に対する出荷量・出荷先の調査、集荷場の確保、地域内集荷便の試行と効果の検証、洗浄・梱包等に係る機械のリース、共同出荷ブランドの検討等を実施。</p> <p>ク その他地域で必要と考える取組</p>
<p>2 加工・流通関連の取組</p>	<p>ア 地場での加工品の製造 地域で生産された有機農産物等を活用し、加工業者との連携による消費者等の多様な需要に即した新商品やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析、開発された新商品の評価等を実施。</p> <p>イ レストラン、旅館等での活用 有機農産物等の消費を促進するため、実需者への意向把握調査、生産者とのマッチングや有機農産物等の規格調整、地域における実需者の有機農産物等を使用したメニューの開発の支援を実施。</p> <p>ウ 流通の効率化・コスト低減の取組 消費者が安価な価格で有機農産物等入手できるよう、域内流通や消費地への合理的な流通等の検討、農業者や事業者との調整等を実施。</p> <p>エ 販路拡大へ向けた商談や意見交換会の実施 加工・流通業者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、事業実施区域に関係する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等を実施。</p> <p>オ 地域の加工・流通業者への表示制度の講習会 地域の加工業者や流通業者等の関係者への有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に係る研修会を実施。</p> <p>カ その他地域で必要と考える取組</p>
<p>3 消費関連の取組</p>	<p>ア 学校給食における有機農産物等の活用の促進 事業実施区域内の有機農産物等の安定的な販路確保のため、集荷方法・納品規格等に関する関係者との調整、学校給</p>

食での有機農産物等の活用に向けた献立の開発、試食会の実施、子供や学校関係者を対象とした食育授業等を実施。

イ 有機農業をテーマにしたマルシェの開催

地域や消費地の消費者が有機農産物等を入手しやすいよう、マルシェの開催や開催に向けた調整を実施。

ウ 消費者との交流会の開催

環境への負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴に関する知識の普及啓発を行うため、シンポジウムやワークショップの開催や、商店街、アンテナショップ等における有機農業をテーマにした各種イベントの開催等を実施。

エ 直売所における有機農産物等のコーナーの設置

地域で生産された有機農産物等及び有機農産物等の加工品を消費者に直接販売し、地域活性化を図るとともに消費者が有機農産物等を入手しやすくなるよう、農産物直売所等における有機農産物等のブースの設置や専門調査員の派遣を実施。

オ 地域を紹介する資料作成、ホームページや通販サイトの構築

遠隔地の消費者に対して本事業の取組を紹介し、有機農産物等及び有機農産物等の加工品の購入を促すため、地域の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む）の作成やホームページや通販サイトの構築による効果の検証を実施。

カ 企業・環境活動団体との連携等

環境保全に関心のある企業や団体との連携、生き物調査等の実施による環境への効果の把握や情報発信等を実施。

キ その他地域で必要と考える取組

別記3

有機転換推進事業

第1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、有機農業の取組面積の拡大に向けて、化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定化を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援する。

2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

(2) 国際水準の有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。）に定められた取組水準の有機農業

(3) 慣行農業

化学的に合成された肥料若しくは農薬若又はその両方を用いて行う農業

3 対象事業

(1) 転換支援事業

国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援する。

(2) 転換支援円滑化事業

以下のアからウまでの事務に係る経費を支援する。

ア 交付金の交付事務

イ 本事業の実績報告の確認及び指導

ウ 本事業の実施状況の確認及び指導

4 交付対象経費

3（2）の交付対象経費は別紙のとおりとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる組織のいずれかとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 都道府県若しくは市町村又はその両方を構成員とし、以下の事項に係る規約等を定めている協議会

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の継承者

オ 事務処理及び会計処理の方法及び責任者

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付申請者

第1の3(1)の交付金の交付を受けようとする農業者(以下「交付申請者」という。)は、以下の全ての事項を満たす者とする。

(1) 慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者であること。

(2) 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。

(3) 販売を目的としていること。

(4) 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。

(5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づき、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画若しくは法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けていること又は成果目標年度までにこれらの認定を受ける予定であること。

3 実施要件

(1) 交付申請者は、取組を行う農地において実施する有機栽培管理シート(別紙様式第24号-2)及び有機転換チェックシート(別紙様式第24号-3)を作成し、事業実施主体が指定する日までに交付申請書(別紙様式第24号-1)とともに、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 出荷・販売の実績報告等

ア 交付申請者は、本事業の対象ほ場で生産した農産物について、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して事業実施主体に提出すること。

イ 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「自家加工販売(直売所等での販売)計画書」(別紙様式第25号)を作成して提出すること。

(3) 第1の3(2)イ及びウの確認及び指導に際し、円滑な実施がなされるよう協力すること。

(4) 国及び都道府県は、交付金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると

認めるときは、事業実施主体に対し、（１）及び（２）の書類の提出を求めることができるものとする。

4 交付単価等

（１）第１の３（１）の交付単価は２万円/10a以内とする。

ただし、交付申請者の申請に当たっての下限面積は10aとする。

（２）第１の３（２）の交付金の上限額は、事業実施主体に対し、交付申請者から要望のあった額の１割以内とする。

（３）全国の総額が国の交付上限額を上回る場合、国は予算の範囲内で、事業実施主体に対する交付金の交付額の調整を行うものとし、事業実施主体は交付額の範囲内で交付申請者に交付するものとする。

5 対象農地の考え方

交付金の算定の対象となる農地は以下のとおりとする。

（１）原則として、事業実施主体の管内において、交付を受けようとする農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地とし、販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む。

（２）交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はぎ場等の作物の作付けが不可能な農地の面積は含まない。

（３）作物を作付けしていない場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている場合、当該面積を含まないものとする。

（４）一ほ場で複数品目を連作するほ場については、当該ほ場で生産を行う一作期分の面積を対象とする。

（５）交付申請の前作において有機農業の取組が行われているほ場は含まないものとする。

（６）肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行うこと。

（７）水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法による面積及び永年性飼料作物を植え付けている面積については、これに含まない。

第３ 成果目標

事業実施年度の翌々年度において事業の対象となる有機農業者の有機農業に取り組むほ場の面積が維持又は拡大されていること。

第４ 事業の委託

事業実施主体は、第１の３（２）に定める事業に係る事務の一部を、当該実施主体以外の者に委託することができるものとする。

ただし、第６の１に関する業務を委託する場合、次の要件を満たす組織であること。

（１）実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

（２）実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定

められていること。

第5 実施状況の報告

- 1 交付申請者は、交付金の交付を受けようとする年度の1月末日までに以下に定めるところにより、事業実施主体に対して実施状況の報告を行うものとする。
 - (1) 別紙様式第24-1号に準じて、第2に定める要件に即して実施したことを確認するための生産記録等の書類を添付し、報告すること。ただし、収穫が翌年に行われる品目を生産するなどの場合にあつては、取組終了前であっても、その取組見込みの書類を添付し、報告することとし、取組終了後に生産記録等の書類を提出するものとする。
 - (2) 有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格別表2の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、その使用した資材について、有機農産物規格別表1又は有機農産物規格別表2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを添付すること。
- 2 事業実施主体（都道府県を除く。）は、1の（1）の報告結果を踏まえ、実施面積について取りまとめ、別紙様式第3号により交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の2月15日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の結果を取りまとめ、別紙様式第3号に準じて、2月末日までに地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。
- 4 前項の規定により報告を受けた地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて都道府県知事を指導できるものとする。

第6 実施状況の確認

- 1 事業実施主体は、第5の1に基づき交付申請者から報告のあった実施状況について確認を行うものとする。なお、必要に応じて、ほ場の巡回等を実施するものとする。
- 2 事業実施主体は、交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、交付申請者に前項の規定による確認結果を通知するものとする。

第7 事業成果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙様式第13号により事業の自己評価を行い、目標年度の翌年度の8月末日までに別紙様式第13号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、都道府県が自ら事業実施主体となっている場合を除く。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、管内の状況につ

いて取りまとめるとともに、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、指導を行うものとする。

- 3 都道府県が自ら事業実施主体となっている場合は、目標年度の翌年度において、別紙様式第13号により事業の自己評価を行うものとし、前項の規定により報告があった事業評価報告書とともに、当該年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その評価を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導することができるものとする。

第8 交付金の返還

1 交付金の返還

事業実施主体は、交付金の交付を受けた交付申請者が、交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該交付金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された取組面積分の経費の返還を求めるものとする。
- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の返還については、自然災害等の交付申請者の責めに帰さない事情による場合には、その対象としないことができる。

2 返還の手続

- (1) 事業実施主体は、交付申請者が交付金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示のもと、当該交付申請者に速やかに通知し、返還を求めるものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体の場合にあっては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 前項の規定により、交付金の返還があった場合は、事業実施主体は交付金のうち当該返還額を地方農政局長等に返還するものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体の場合にあっては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に返還するものとする。

- (3) 事業実施主体は前項の規定により返還を求める場合には、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) 前項の規定により返還を求められた金額を支払わない交付申請者があるとき

は、事業実施主体は、期限を指定してこれを督促するものとする。

(別紙)

推進事務にかかる交付対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費	
賃金等		・事業を実施するために必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の策定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うこと。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。

		(USBメモリ等の記録媒体等)	
	燃料費	・ほ場の確認等に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、ほ場の確認等を含めた各種調査、打合せ等の実施に必要な経費	
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できる。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記4

グリーンな栽培体系への転換サポート

第1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術（以下「省力化に資する技術」という。）を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、以下の内容を支援することとする。

(1) グリーンな栽培体系への転換

事業の実施に当たっては、次のアを必須の取組とする。

ア グリーンな栽培体系の検討

(ア) 検討会の開催

a 事業実施地区が目指す環境負荷低減の方針や、取り組む環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。また、必要に応じて、事業実施地区内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施するものとする。

b 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を取り入れた新たな栽培体系（グリーンな栽培体系）の導入・実践に向けて必要となるグリーンな栽培マニュアル及び事業実施地区の関係者の役割等をまとめた産地戦略を策定するものとする。

(イ) グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術をそれぞれ1つ以上取り入れた新たな栽培体系（グリーンな栽培体系）について、環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の効果や産地への適合性の検証及びコストを含む導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証、専門家等を招いての技術研修等を行うものとする。

なお、必要に応じて、スマート農業技術の効果を十分に発揮するために必要な生産方式の見直し（以下「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」という。）の検証を併せて行うことができるものとする。

(ウ) グリーンな栽培マニュアルの作成

グリーンな栽培体系の普及を図るため、(イ) で実施した検証の結果等を踏まえたグリーンな栽培マニュアルを作成するものとする。グリーンな栽培マニュアルは、新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の普及に必要な情報のほか、必要に応じて栽培暦や防除暦を盛り込むものとし、イにより導入するスマート農業機械等を用いる栽培体系の検証に取り組む場合は、農業機械に関する情報（特徴、仕様、価格帯、

見込まれる効果等)及び導入時の留意事項を、(イ)においてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証に取り組む場合は、その取組の概要及び取組に当たって注意すべき事項等を併せて記載するものとする。

なお、第3の1のただし書又は第4の1(1)のただし書の場合にあっては、本事業の目標年度までに作成することができるものとする。

(エ) 産地戦略の策定

グリーンな栽培体系の導入・実践に向けて、本事業の目標年度の翌年度から5年間の産地戦略を本事業の目標年度に策定する。なお、産地戦略に記載する項目は、別添1に定めるとおりとする。

(オ) 情報発信

(ウ)のグリーンな栽培マニュアル及び(エ)の産地戦略については、事業実施主体、事業実施主体の属する都道府県又は農業協同組合等のホームページにおいて作成後、速やかに公表すること。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができるものとする。

また、第3の1のただし書又は第4の1(1)のただし書の場合にあっては、ホームページへの公表は、第7の1(2)の報告に合わせて実施するものとする。

このほか、セミナーの開催等、検討したグリーンな栽培体系の産地内への普及や横展開に向け、広く情報発信に努めるものとする。

イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入

ア(イ)の検証に必要となるスマート農業機械等を導入し、当該機械の導入による環境負荷低減及び省力化の効果を検証する。対象機械は別添2に定めるところとする。

導入したスマート農業技術の検証及び普及に取り組むに当たっては、都道府県の普及組織等がサポートする体制を組み、産地全体の技術力向上を図ることとする。

ウ 消費者理解の醸成

アで検討する栽培体系(イに取り組む場合はイも含む。)により生産する農産物について、消費者の理解を醸成するため、セミナーの開催や産地での農業体験の実施、消費者に向けた産地の取組の情報発信等に取り組むものとする。

(2) 都道府県域への展開

グリーンな栽培体系を都道府県域に展開するため、農業者の環境負荷低減への意識醸成や取組促進を目的とした検討会や研修会、先進地視察、展示ほの設置等を実施するものとする。併せて、環境にやさしい栽培技術の活用により生産する農産物への消費者の理解醸成を目的とした消費者向けのセミナーの開

催等を実施できるものとする。

2 交付対象経費

(1) グリーンな栽培体系への転換

交付対象経費の範囲は別添3のとおりとし、交付対象経費の具体例は以下のとおりとする。

ア 検討会の開催、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策定

1 (1) ア (ア)、(ウ)及び(エ)に係る経費のうち、検討会の開催に要する会場借料、外部専門家等の招へいに係る旅費・謝金、先進地調査等に係る旅費、検討会資料等の印刷製本費、消耗品費等。

イ グリーンな栽培体系の検証

1 (1) ア (イ)に係る経費のうち、グリーンな栽培体系の検証を行うための検証ほ場・農業機械・施設の借上費、取り入れる技術の検証に必要な資材の購入費、技術指導講師の派遣に係る旅費・謝金、資料作成に係る印刷製本費、簡易な農業機械の改良に係る役務費、データ分析に係る委託費等。

ただし、農業機械・施設の借上費、資材購入費は事業実施地区において新たに取り入れる技術の検証に係る経費に限る。

ウ 情報発信

1 (1) ア (オ)に係る経費のうち、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の情報発信を行うためのセミナー等の開催に要する会場借料、外部専門家等の招へいに係る旅費・謝金、セミナー資料、周知資料等の作成に係る印刷製本費、周知用動画作成に係る役務費等。

エ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入

1 (1) イに係る経費のうち、スマート農業機械等の導入に要する資機材費、運搬費、役務費、雑役務費等。

オ 消費者理解の醸成の取組

1 (1) ウに係る経費のうち、セミナーの開催等に必要な会場借料、資料印刷費、講師の派遣に係る謝金、農業体験に必要な役務費・資材費、消費者に向けた情報発信に必要な委託費・資材費、印刷製本費等。

(2) 都道府県域への展開

交付対象経費は、1 (2) の取組に必要な経費のうち別添4に定める経費とする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) グリーンな栽培体系への転換

ア 事業実施主体は、次の(ア)から(エ)までとする。

(ア) 協議会

- (イ) 都道府県
- (ウ) 市町村
- (エ) 農業協同組合

イ ア(ア)から(エ)までのいずれの者が事業実施主体となる場合においても、事業実施地区の農業者の参加を必須とするとともに、ア(ア)の場合は、都道府県(普及組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)を必須の構成員に、ア(ウ)の場合は、都道府県(普及組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)を必須の参加者にそれぞれするものとする。なお、都道府県(普及組織)を構成員又は参加者にしない場合には、必要に応じて同組織の助言を受けるものとする。

また、事業の実施に当たっては、検証内容等に応じて、農業者、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合(営農指導事業担当)、市町村、都道府県等が関与する体制とする。

ウ ア(ア)が事業実施主体となる場合は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めるものとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表者の権限権の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の地位の承継者

(オ) 事務処理及び会計処理の方法

(カ) 会計監査及び事務監査の方法

(キ) その他運営に関して必要な事項

(2) 都道府県域への展開

事業実施主体は、都道府県とする。

2 交付率等

(1) グリーンな栽培体系への転換

ア 交付金額の上限

第1の1(1)ア及びウに係る交付金額の上限は以下のとおりとする。ただし、第1の1(1)ウに係る交付金額の上限は30万円とする。

(ア) 次の(イ)及び(ウ)の場合を除き、1地区当たり年間300万円とする。

(イ) 有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合は、1地区当たり年間360万円とする。

(ウ) 環境負荷低減の取組(第5の1(2)アからエまでの取組をいう。以下同じ。)のうち複数の取組(有機農業を除く。)を検討する場合、1地区当たり年間360万円とする。

(エ) 第1の1(1)ア(イ)においてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証に取り組む場合は、(ア)から(ウ)までに規定する上限にそれぞれ100万円を加えた金額とする。

(オ) 品目の特性上、栽培体系の検証が年度途中から翌年度にわたることに伴い、栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信の取組が翌年度となることから、第3の1のただし書により事業実施計画の期間を複数年とする場合は、栽培体系の検証と一体的に取り組む事業内容について、(ア)から(エ)までに規定する上限を適用することとする。

イ 交付率

本事業の交付率は定額（ただし、第1の1(1)イの機械導入に係る経費は2分の1以内）とし、交付上限の範囲内で支援する。

(2) 都道府県域への展開

交付上限額は300万円、交付率は定額とする。

3 スマート農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

第1の1(1)イによりスマート農業機械等を導入又はリース導入する場合は、以下のとおりとする。

(1) 共通

ア 本体価格が50万円以上のスマート農業機械等であること（センサー類、モニタリング装置等を複数台購入し、一体的に使用する場合等は1つの機械等と見なす。）。

イ 本事業による導入又はリース導入の対象となる機械の利用者は、事業実施主体又は本事業により検証を行う農業者として事業実施計画に位置付けられた者とする。

ウ 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ 導入するスマート農業機械等の範囲は、化学農薬の使用量低減、化学肥料の使用量低減、農業生産における温室効果ガスの排出削減に資する機械、有機農業の取組面積拡大に資する機械又は省力化に資する機械であり、本事業による栽培技術の検証に必要なものとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

オ 導入するスマート農業機械等は、検証面積から普及目標面積までの範囲からみて適正な能力・規模であること。

カ 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

キ 本事業以外に国から直接又は間接に補助を受けておらず、かつ、受ける予

定がない機械であること。

ク 本事業により導入する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

ケ 本事業により導入した機械等については、本事業名等を表示するものとする。

コ スマート農業機械等（収量コンバイン、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等）を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データの保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

サ 本事業により導入するトラクター、コンバイン又は田植機は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤（WAGRI）への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和4年度末までに整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

（2）スマート農業機械等を導入する場合

ア 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。

イ 農業機械等の導入を行った場合は、本要綱第27第3項の規定による財産管理台帳の写しを、都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。））に対して提出するものとする。

都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 事業実施主体が導入する農業機械を事業実施主体以外の者に貸し付ける場合については、次によるものとする。

（ア）貸付の方法、貸付の対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）が協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。

なお、貸付の対象となる者は、本事業による検証を実施する農業者、当該機械等によりグリーンな栽培体系に取り組む農業者に限る。

（イ）事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式による算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－交付金）/当該機械等の耐用年数＋年間管理費

(ウ) 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(3) スマート農業機械等をリース導入する場合

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア リース期間は、法定耐用年数以内であること。

イ リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる計算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は利用者がリース物件を借り受ける日から当該リース終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数点以下2位で表した数値とする。

(ア) 「リース助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内）

(イ) 「リース助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格（税抜き）」）×助成率（1／2以内）

ウ 事業実施主体は、事業計画の作成に当たり、リース事業者にスマート農業機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積もりにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

エ 事業実施主体は、ウの選定結果及びリース契約に基づきスマート農業機械等を導入し、都道府県知事に対し交付金の申請をする場合は、リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。事業実施主体が都道府県である場合は、地方農政局等への申請に当たって、同様の書類を添付するものとする。

オ 利用者は、リース助成金の支払先として、リース事業者を指定することができるものとする。

(4) 導入またはリース導入した機械の管理運営

ア 本事業により導入した機械等のうち、1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる注意義務をもって当該機械等を管理することとする。

また、事業実施主体は、本事業により導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 機械等の管理は、原則、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が機械等を導入する場合であって、当該機械等の管理運営を直接行い

難しい場合には、都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）と協議し、適当と認める者（以下「管理主体」という）に管理運営をさせることができる。

ウ 都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事（事業実施主体が都道府県である場合は地方農政局長等）は、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

第3 事業実施計画の期間

1 グリーンな栽培体系への転換

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

ただし、検証に複数年度を要するなどにより特に都道府県知事が認める場合にあっては、3年以内の取組とすることができるものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

なお、事業実施主体が都道府県である場合は、本要綱第5第3項の規定により地方農政局長等に提出する事業計画に事業実施期間及びその設定の考え方を明示するものとする。

2 都道府県域への展開

事業実施計画の期間は、1年以内とする。

第4 目標年度及び成果目標

1 グリーンな栽培体系への転換

(1) 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

ただし、都道府県知事は、品目の特性等を勘案して必要と認める場合は、目標年度を事業実施期間の最終年度の翌年度とすることができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県である場合においては、本要綱第5第3項の規定により地方農政局長等に提出する事業実施計画において、目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

(2) 成果目標

成果目標は、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策定とする。

2 都道府県域への展開

(1) 目標年度

目標年度は、事業実施年度とする。

(2) 成果目標

成果目標は、取組結果の分析及びそれを踏まえたグリーンな栽培体系の都道府県域への展開に向けた事業実施翌年度の取組方針(以下「取組方針」という。)の策定とする。

第5 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 グリーンな栽培体系への転換

(1) 検討内容

第1の1(1)アの検討内容は、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を新たに取り入れた栽培体系の検討とする。

なお、検討する栽培体系は次のアからウまでを満たし、かつ、環境にやさしい栽培技術については以下の(2)を、省力化に資する技術については以下の(3)をそれぞれ満たすものとする。併せて、第1の1(1)ア(イ)においてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証を行う場合は、検証内容が以下の(4)を満たすものとする。

ア 播種・定植前準備(果樹の場合は土づくり、せん定等)から収穫・収穫後作業までの作業段階において、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を取り入れること。

イ 化学農薬の使用量について、有効成分での使用量とADI(許容一日摂取量)をもととしたリスク換算係数を乗じたリスク換算値が現在の栽培体系から増加しないこと。

ウ 化学肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しないこと。加えて、プラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しないこと。

また、事業実施期間が複数年かつ、2年目以降の事業実施計画において、前年度までの取組により検証した省力化に資する技術について、普及段階に移行可能な検証結果が得られ、かつ、環境にやさしい栽培技術について引き続き検証が必要な場合においては、当該年度の検証内容を環境にやさしい栽培技術のみとすることができる。この場合、実施計画書に、省力化に資する技術の検証結果を記載するとともに、当該技術の普及に向けて取り組むこと。

(2) 環境にやさしい栽培技術

環境にやさしい栽培技術の検証に当たっては、以下のアからエまでの区分のうち、試験研究機関等において環境負荷低減の効果が認められているものとする。

ア 化学農薬の使用量の低減

(ア) 土壌くん蒸剤の使用量低減や代替技術の導入による人や環境に対するリスクの低減

- (イ) 化学農薬以外の防除方法の導入による人や環境へのリスクの低減
 - (ウ) 化学農薬の成分使用回数の低減による人や環境へのリスクの低減
 - (エ) 人や環境に対するリスクがより低い代替農薬への切替え
 - (オ) 人や環境に対するリスクがより低い化学農薬散布技術の導入
 - イ 化学肥料の使用量の低減
 - ウ 有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討
 - (ア) 新たに有機農業を開始するに当たって、化学農薬・化学肥料の使用に代わる技術
 - (イ) 現在実施している有機農業について、取組面積の拡大に向けた課題の解消を図るために新たに取り入れる技術
 ただし、(ア) 又は (イ) のいずれの場合にも、新たな栽培体系において次の a から e までを全て満たすこと。
 - a 化学肥料・化学農薬を使用しないこと。ただし、有機農産物の日本農林規格（平成 29 年 3 月 27 日農林水産省告示第 443 号。以下「同規格」という。）の別表に定める資材等を、同規格に従って使用する場合を除く。
 - b 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（導入指針）等に定められた土づくり技術を導入すること。
 - c 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じること。
 - d 有害動植物の防除を適切に実施すること。
 - e 組換え DNA 技術の利用を行わないこと。
 - エ 温室効果ガスの削減
 - (ア) 水田からのメタンの排出削減
 - a 中干し期間の延長
 - b 秋耕
 - c その他、水田からのメタンガスの排出削減に資する栽培技術（ただし、a 又は b と併せて取り組むこと。）
 - (イ) バイオ炭の農地施用
 - (ウ) 石油由来資材からの転換
 - (エ) プラスチック被覆肥料の被膜殻対策
 - a プラスチック被覆肥料の代替技術の検証
 - b プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出防止
 - (オ) その他温室効果ガスの排出削減に資する技術
 - a 自動操舵システム、電動小型農機等の活用による化石燃料使用量の削減
 - b その他農業生産由来の温室効果ガスの削減に資する技術
- (3) 省力化に資する技術

従来の栽培体系又は新たに取り入れる環境にやさしい栽培技術に対応する一般的な栽培技術と比較して、労働時間の縮減、作業工程の削減、作業人員の削減、作業の軽労化・効率化等が見込まれる技術を取り入れた栽培体系を検討する取組となっていること。

(4) スマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証

スマート農業技術に適した新品種（茎が長い、硬い、色、大きさ、着果のばらつきが少ない品種等）の導入、機械収穫に適した加工用・業務用の栽培品種への変更、機械導入による一斉収穫、省力樹形（樹形の直線的な配置）の導入、立茎数の減少、畝間の拡大、圃場の形状の変更（区画拡大、ハウス底面のコンクリート化等）に対応した栽培体系の見直しなど、スマート農業技術に対応するための生産方式変革を検証する取組となっていること。

(5) 消費者理解の醸成の取組

第1の1（1）ウの消費者理解の醸成の取組については、以下の要件を満たすものとする。

ア 取組の内容が、事業実施地区で生産される農産物の将来的な消費拡大に資するものであること。

イ グリーンな栽培体系への転換による環境負荷低減の効果が具体的に消費者に伝わるものであること。

2 都道府県域への展開

次の（1）及び（2）を満たすものとする。

(1) グリーンな栽培体系又は環境にやさしい栽培技術を都道府県域に展開するため、農業者の意識醸成及び取組促進を目的とする取組となっており、環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術については、具体的に技術を特定して推進すること。なお、過年度に本メニューで実施した取組を含まないこと。

(2) 消費者理解の醸成の取組を行う場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 取組の内容が、環境にやさしい栽培技術の活用によって都道府県内で生産される農産物の将来的な消費拡大に資するものであること。

イ 環境にやさしい栽培技術の活用による環境負荷低減の効果が具体的に消費者に伝わるものであること。

第6 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

(1) 本事業の業務（資料の収集・整理、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- (8) 特定の個人又は法人のみの販売促進につながる活動に係る経費
- (9) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第 7 事業実施状況の報告

1 グリーンな栽培体系への転換

本要綱第 30 第 1 項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画に定められた取組を実施した結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。事業実施主体が都道府県である場合も同様に報告書を作成し、本要綱第 30 第 3 項の規定に基づく別紙様式第 13 号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等に報告するものとする。

なお、目標年度の翌年度における当該報告をもって、本要綱第 31 第 3 項の規定に基づく評価の報告に代えるものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。
- (2) 目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、事業により作成した産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルを添付すること。

なお、技術の検証を行った結果、当該技術を産地に導入することが困難であ

ることが判明した場合は、産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルに代え、当該技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

- (3) 第1の1(1)イにより、スマート農業機械等を導入した場合であって、(2)なお書きに該当する場合は、リース契約期間又は法定耐用年数までの間のいずれか短い期間内において、当該機械が有効活用されるよう、導入機械の活用計画を作成し、要因分析資料と併せて提出すること。

2 都道府県域への展開

本要綱第30第1項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県は、事業実施翌年度に別紙様式第13号の実施状況報告書を作成し、第4の2の取組方針を添付して地方農政局長等に報告するものとする。

なお、当該報告をもって、本要綱第31第1項の規定に基づく評価の報告に代えるものとする。

第8 事業成果のフォローアップ

1 グリーンな栽培体系への転換

- (1) 事業実施主体は、産地戦略の開始年の翌年度から目標年次の翌年度までの間、産地戦略の進捗状況について、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

ア 産地戦略に掲げた目標の達成状況

イ 産地戦略に掲げた取組の実施状況

- (2) 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から1に定める産地戦略の進捗状況の報告があった場合は、自らが事業実施主体となる産地戦略の進捗状況を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

- (3) 第7の1(3)により、導入した機械の活用計画を作成した事業実施主体は、計画の最終年度まで、毎年度、当該機械の利用状況について、都道府県知事(事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局長等)に報告するものとする。

- (4) (1)及び(2)の規定については、都道府県知事が次のア又はイに該当すると認める場合において、産地戦略の開始年の翌々年度以降の報告をもって終了できるものとする。

ア 産地戦略に掲げる目標等が達成された場合

イ 社会情勢の変化等やむを得ない事由により、環境にやさしい栽培技術の取組が困難となった場合

2 都道府県域への展開

都道府県は、取組方針に掲げた取組の実施状況について、事業実施翌々年度に地方農政局等に報告するものとする。

第9 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第10 その他

1 第1の1（1）に係る事業実施地区の範囲

- (1) 事業実施地区は、一定の範囲で共通の栽培体系に取り組む産地を最小単位とし、都道府県を事業対象とする場合は、事業実施地区を特定するものとする。
- (2) 一つの協議会又は事業実施主体となる都道府県、市町村及び農業協同組合において、複数の品目のグリーンな栽培体系を検討する場合は、それぞれの品目ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (3) 都道府県若しくは都道府県を所管する協議会又は農業協同組合が事業実施主体となる場合であって、異なる地域において、異なる環境負荷低減の取組又は異なる品目のグリーンな栽培体系の検討を行う場合は、それぞれを1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (4) 都道府県若しくは都道府県を所管する協議会又は農業協同組合が事業実施主体となる場合であって、異なる地域において、同一の環境負荷低減の取組かつ同一の品目のグリーンな栽培体系の検討を行う場合は、各産地の生産条件等を考慮し、都道府県知事が特に必要と認める場合は、それぞれを1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (5) 上記の（2）、（3）又は（4）のいずれかに該当する場合は、地区ごとにグリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定することとする。

2 事業成果の普及・情報発信

都道府県普及組織は、都道府県内の他産地への普及に向けて、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合に

は、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。

- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等に協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取り扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

別添1（第1の1（1）ア（エ））

産地戦略に記載する項目

1 項目

- (1) 目指す姿
- (2) グリーンな栽培体系
 - ア 現在の栽培体系及び新たに導入するグリーンな栽培体系の概要
 - イ グリーンな栽培体系の取組面積の目標
 - ウ グリーンな栽培体系に取り入れる環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の内容及び効果並びに取組面積の目標
 - エ ウの技術の効果の指標及び目指すべき水準
- (3) グリーンな栽培体系の導入・普及に向けた取組方針及び関係者の役割
- (4) スマート農業技術に対応するための生産方式変革の取組
- (5) 導入したスマート農業機械等の活用面積の目標
- (6) 生産物の販売方法、消費者理解の醸成の取組等
- (7) その他

2 留意事項

- (1) 1（1）から（3）までについて必ず記載し、第1の1（1）ア（イ）のスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証、第1の1（1）イ又はウに取り組む場合は、それぞれ1（4）、（5）又は（6）を併せて記載するものとする。
- (2) 1（2）エについて、次のア又はイの技術を取り入れる場合は必須の項目とし、次のとおり設定するものとする。なお、取り入れる技術の性質上、その設定が困難であると都道府県知事が認める場合においては、省略することができるものとする。
 - ア 化学農薬の使用量の低減及び化学肥料の使用量の低減に係る栽培技術
現行の栽培体系と比較した化学農薬又は化学肥料の使用量の低減割合等
 - イ 省力化に資する技術
作業人員、作業時間又は作業工程の削減割合等
- (3) 1（2）イ及びウの取組面積の目標は、原則、事業実施年度より拡大するものとする。

別添2（第1の1（1）イ関係）

スマート農業機械等の導入における対象機械等

第1の1（1）イにおいて導入可能なスマート農業機械等は、次のとおりとする。

- 1 自動操舵システム、直進アシスト機能付き農機
- 2 無人自動走行農機
- 3 草刈機（自律走行式又はリモコン式のもの、水田抑草ロボットを含む。）
- 4 小型農業ロボット（自走式又はリモコン式で、3以外のもの）
- 5 農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機
- 6 水管理システム
- 7 環境モニタリング装置
- 8 可変施肥機能を有する農機
- 9 局所施肥機（側条施肥田植機を含む。）
- 10 堆肥散布機
- 11 収量コンバイン（収量データを踏まえた次期作の施肥設計を行う場合に限る。）
- 12 土壌データセンサー
- 13 水田除草機
- 14 紙マルチ田植機
- 15 ペースト2段施肥対応田植機
- 16 光・紫外線や超音波等を活用した物理的防除装置
- 17 複合環境制御装置
- 18 RTK-GNSS基地局（GNSSによる制御を要する機械と同時に導入する場合に限る。）

このほか、都道府県知事が、環境負荷の低減又は省力化の観点から、本事業による検証に必要と認める機械について導入できるものとする。

別添3（第1の2（1）関係）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ・ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間相当分の経費に限る。 ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械・施設について、レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料は、物品受払簿で管理すること。

	資機材費 (事業を実施するために直接必要な経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。) ・第1の1(1)イによるスマート農業機械等の購入費又はリース料 ・消費者理解の醸成に係る情報発信に直接必要な資材の購入費 ・農業体験を実施するために直接必要な種苗等の資材の購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・資材は、物品受払簿で管理すること。 ・新たに取り入れる技術の検証に必要な有機質資材、総合防除並びに消費者理解の醸成に係る情報発信、農業体験等に用いる資材等。
	消耗品費 (事業を実施するために直接必要な経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費(USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。 	
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村等の規程を適用する場合は、当該規定に基づく交通費、日当、宿泊費を対象とする。
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部分(事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	

別添4（第1の2（2）関係）

費目	細目	内容	留意事項
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設について、レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資機材費	・事業を実施するために必要な検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費及び消費者理解の醸成の取組に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	・資材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費（U S Bメモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	・都道府県、市町村等の規程を適用する場合は、当該規定に基づく交通費、日当及び宿泊費を対象とする。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行うための経費 	
雑 役 務 費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	

別記5

SDGs 対応型施設園芸確立

第1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け抜本的な環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸のモデル産地を育成することを目的とし、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、以下の（1）は必ず実施するものとし、（4）又は（5）を実施する場合には（2）（3）の取組も必ず実施することとする。なお、本事業において、「SDGs」とは、施設園芸において化石燃料の使用量削減と生産性向上の両立を目指すことを指すものとする。

（1）SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催

SDGs に対応するため、先進地の視察や外部専門家の助言等をもとに、その方策等を検討するための会議を開催するものとする。その際、カーボンクレジットの活用、地域の未利用エネルギーの活用等についても積極的に検討を行うものとする。

また、（4）新技術による栽培実証に取り組むにあたり、明確となった課題等の解決について、協議するための検討会を開催するものとする。

（2）マニュアル作成・情報発信

（3）の環境影響評価の実施や（4）の新技術による栽培実証、（5）の省エネ機器設備・資材等による加温体系実証において得られた知見や技術等を広く普及啓発するためのマニュアルや技術講習会資料、実証成果報告書等の作成を行う。ただし、実証成果報告書には、実証を行った省エネ機器設備・資材の機械メーカー及び型番等を成果とともに明記することとする。

（3）環境影響評価の実施

（4）の新技術による栽培実証や（5）の省エネ機器設備・資材等による加温体系実証を実施した事業実施箇所におけるA重油等の化石燃料の使用量削減等の環境負荷低減の効果や評価について、専門家等を招いた技術指導や委託を行う。

（4）新技術による栽培実証

SDGs に対応した新技術や、農業分野では、普及していないSDGs に資する技術を実証する。

（5）省エネ機器設備・資材の導入実証

施設園芸における化石燃料の使用量削減に資する省エネ機器設備や資材、自家消費用発電システムを用いた、効果的な化石燃料の使用量削減の実証を行う。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、別表のとおりとする。また、第1の1の取組に係る交付対象経費の具体例は、以下のとおりとする。

（1）SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催

SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催に必要な会場借料、通信運搬費、借上費、検討会資料等に必要印刷製本費、資料購入費、消耗品費、先進地

の視察等で移動に必要なガソリン代等の燃料費、外部専門家等の招へいや先進地の視察等の移動に必要な旅費、謝金、民間企業にコンサルタントを依頼するために必要な委託費、雑役務費等

(2) マニュアル作成・情報発信

技術普及啓発に向けたマニュアル作成や情報発信の検討に必要な会場借料、通信運搬費、借上費、検討会資料等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、外部専門家等の招へいに必要な旅費、謝金、雑役務費等

(3) 環境影響評価の実施

環境負荷低減について評価するために必要な備品費、会場借料、通信運搬費、借上費、資料作成等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、外部専門家等の移動に必要な旅費、謝金、環境影響評価を実施するに当たり必要な人員に対する人件費、民間企業にコンサルタントを依頼するために必要な委託費、雑役務費等

(4) 新技術による栽培実証

新技術の実証の検討等に必要な会場借料、通信運搬費、新技術の実証に必要な機器資材等の借上費、資料作成等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、機器資材等の設置等に必要な役務費、外部専門家等の移動に必要な旅費、謝金、雑役務費等

なお、取組に必要な機器・資材等については、リースして導入する場合を基本とする。

(5) 省エネ機器設備・資材等による加温体系実証

化石燃料の使用量削減に資する省エネ機器設備・資材、自家消費用発電システムの実証に必要な通信運搬費、借上費、資機材費、役務費、雑役務費等

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を満たす協議会とする。

(1) 協議会は次の構成員により組織されることとし、ア及びイは、必須の構成員とする。

なお、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他民間事業者等、実証に必要な者が構成員となることは妨げない。

また、第1の1(4)の取組を行う場合にはウも必須の構成員とする。

ア 農業者等（農業者（農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。）又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。））

なお、農業者は原則5戸以上とし、第1の1(5)に取り組まない場合は、2戸以上でもよいものとする。

イ 都道府県（普及組織又は農業試験場を含む）又は市町村

ウ 農業用機械メーカー等の民間事業者

(2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約を協定、規

約、規定等によりを定め、かつ、協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

(3) 協議会の運営を行うための事務局を置くこと。

(4) 本事業の対象品目は、施設野菜、施設花き又は施設果樹とする。

(5) 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。

(6) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する協議会であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。

(7) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

(8) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

2 交付率

交付金は第1の1(1)から(4)までの取組の交付率は、定額とし、第1の1(5)の取組の交付率は、2分の1以内とする。ただし、1事業申請当たりの交付金の上限額は、第1の1(4)に取り組む場合においては、第1の1(5)の取組如何に関わらず7,000万円とし、第1の1(5)のみに取り組む場合においては2,500万円とする。

第3 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度から翌々年度とする。ただし、第1の1(5)に取り組まない場合は、事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とすることもできる。

2 成果目標

本事業の成果目標は、第1の1の事業内容に応じ、品目毎に化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合と、単収当たりの化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合を設定するものとし、協議会内で複数品目に取り組む場合は、それぞれの品目で成果目標を設定するものとする。ただし、第1の1(1)のみに取り組む場合には、新技術による実証や省エネ機器設備等の活用に向けた検討会を複数回実施することとし、1事例以上の設備導入又は地域モデルの整理を行うこととする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるほか、事業実施計画が本要綱に照らして適正か否か及び効果的かつ効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準（令和5年3月30日付け4環バ第464号、4農産第4199号大臣官房環境バイオマス政策課長及び農産局長通知）別表2（事業実施計画に対する評価の基準）より選定するものとする。

なお、第1の1（4）の取組を行う場合は、次の条件を満たす内容となっていること。

- 1 新技術とは、他産業での技術確立の状況に拘わらず、農業においては事業申請時点で販売実績がない又は当該県内で導入事例がない機器資材等を用いたSDGsに資する技術であること。なお、従来の栽培様式と比較して、新技術のみの効果により化石燃料使用量を50%以上低減できることが見込まれる技術を対象とする。
- 2 新技術による栽培実証と併せて第1の1（5）の取組を行う場合、新技術のみの効果を明確に測定できるよう実証し、第1の1（2）の実証成果報告書に記載すること。
- 3 協議会内における農業者等、都道府県又は市町村、農業用機械メーカー等の民間事業者等の役割を明確にすること。
- 4 新技術による栽培実証を行う農業用機械メーカー等の民間事業者が、協議会に参画し、積極的に技術指導等を行う体制が整っていること。

第5 留意事項

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- （1）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- （2）拠点となる事務所の借上経費
- （3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- （4）交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- （5）都道府県又は市町村職員の人件費
- （6）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- （7）農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費

(8) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

(1) 共通

ア 第1の1(5)を取り組む場合の助成対象は、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、地下水及び地中熱利用システム、二酸化炭素貯留・供給装置、多段式サーモ装置、循環扇、熱交換換気装置、局所加温装置等の化石燃料の使用量削減に寄与する農業機械等に限るものとする。

イ 事業実施主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。

エ 第1の1(5)に取り組む農業者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）等（天災等に対する補償を含む民間の建物共済や損害補償保険等を含む。以下同じ。）、又は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険（以下「収入保険」という。）等（天災等による収入減に対する補償を含む保険等を含む。以下同じ。）に加入すること。

オ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内における当該補助事業等の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

カ 原則、新品であるものとする。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(2) 農業機械等を導入する場合

ア 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ 農業機械等の導入を行った場合は、本要綱第27条第3項に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(3) 農業機械等をリース導入する場合

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。）

以下同じ。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。

イ リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。

ウ リース期間は法定耐用年数以内であること。

エ 国からほかに直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

オ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる(ア)及び(イ)の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件購入価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件購入価格(税抜き)

×(リース期間/法定耐用年数)

×助成率(1/2以内の場合は当該率。定額の場合は1。)

(イ) リース料助成額＝(リース物件購入価格(税抜き)－残存価格)

×助成率(1/2以内の場合は当該率。定額の場合は1。)

3 省エネ設備・資材の導入等に係る留意事項

(1) 第1の1(5)を取り組む場合の助成対象は、第5の2(1)アの農業用機械のほかに、自家消費発電システム、外張多重化設備、内張多層化設備等の化石燃料の使用量削減に寄与する設備・資材に限るものとする。ただし、自家消費発電システムを導入する場合、発電量は実証ほ場内で利用する消費電力量を上限とする。

(2) 事業実施主体は、省エネ設備・資材の導入等の購入先の選定に当たっては、当該省エネ設備・資材等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(3) 第1の1(5)に取り組む農業者は、園芸施設共済等又は収入保険等に確実に加入すること。

4 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、本要綱第29第2項第2号の規定に基づき、入札等に参加する者に対

して、申立書（本要綱別記様式第 12 号）の提出を求めるものとする。

第 6 事業実施状況の報告

本要綱第 30 第 1 項の規定に基づき、事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画（別紙様式第 5 号に基づき作成されたものをいう。）に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した別紙様式第 13 号の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。
- (4) 第 1 の 1 (3) の取組で得られた成果物について、事業の実施年度の事業実施状況の報告時に提出することとする。

第 7 事業成果の評価

1 本要綱第 31 第 1 項の規定に基づき、事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の実証状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた成果目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策を記載すること。

2 本要綱第 31 第 1 項の規定において、事業実施主体が別紙様式第 13 号の事業評価報告書を提出する際、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体に新技術等の普及に向けた課題等をまとめた書面を併せて提出させ、地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢等の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

ウ 第 1 の 1 (5) に取り組まない場合。ただし、成果目標の未達成事由が、実証に係る準備が十分でない又は実証に対する善良な管理義務を果たせなかった場合を除く。

第 8 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれ

ることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第9 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年間以内とする。ただし、検証に複数年度を要するなど特に都道府県知事が必要と認める場合にあっては、2年間の取組とすることができるものとする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

2 成果物の公表

事業実施主体は、得られた成果物について、協議会に属する構成員のホームページ等で広く公表するとともに、研修会の開催等を行うことで普及に努めるものとする。さらに、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。

3 管理運営

本事業により交付金を受けて購入した機械設備等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該機械設備等を管理するとともに、当該機械設備等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長等の承認を受けることとする。

また、事業実施主体は、本事業により交付金を受けて導入した設備等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

4 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を委託されている管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

別表（第1の2関係）

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を締結すること。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、資機材、ほ場等の借上費 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な以下の物品に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費さ 	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品は物品受払簿で管理すること。

		れその効用を失う少額な物品 (USBメモリ等の記録媒体、 試験、研修等に用いる器具等)	
	資機材費	・事業を実施するために直接必要な化石燃料の使用量削減に寄与する農業機械や設備、資材等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機械設備については、見積書やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該機械設備を管理する体制が整っていること。 ・当該機械設備を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること
	役務費	・事業を実施するために直接必要な農業機械や設備、資材等の設置に係る経費	
	燃料費	・事業を実施するために直接必要な現地調査に使用する自動車のガソリン代に係る経費	
旅費	委員等旅費	・事業を実施するために直接必要な会議への出席、研修会等での講演や技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

	原稿料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要なマニュアルの作成、研修会での講演等に必要原稿執筆に対する謝礼に必要な経費 	
賃金		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
人件費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要となる業務について、職員に対して支払う実働に応じた対価にかかる経費 	
委託費		<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費に係る事業実施主体の負担する保険料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	

1 賃金及び人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

- 2 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入の場合にあっては認めないものとする。

地域循環型エネルギーシステム構築

第1 事業内容等

1 事業内容

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

太陽光などの地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため、下部農地で営農を行いながら発電を行う営農型太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置下において収益性の確保が可能な作目の導入や栽培体系の確立に向け、地域で最も効果的な設備の導入について、次の取組の支援を行う。なお、本事業の実施に当たっては、ア及びイの取組は必ず行わなければならないものとするが、前年度に当事業において同様の取組を実施していた場合、ウの取組のみであっても実施可能とする。

ア 推進会議の開催

地域循環型エネルギーシステムを構築するため、都道府県、市町村、営農型太陽光発電の知見を有する者、農業者、農業委員会、農業者の組織する団体、発電事業者、電気の供給先、金融機関、近隣住民等の関係者が参画した推進会議を開催し、事業の進捗管理や発電した電気を地域で利用するモデルの検討、事業成果のとりまとめ等を実施する。推進会議の開催回数、形式等は必要に応じて設定して構わないものとする。検討で得られた成果等はとりまとめ、地域で活用できるモデルの概要の策定を行う。モデルは、設備設置に係る補助金等を受けずとも経営が成り立つものとする。

推進会議には、農業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等）は必ず参画するものとする。

イ 課題解決に向けた調査等

地域ごとの条件に適した発電設備下における作目や栽培体系、発電設備の遮光率や強度・設置場所等の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。発電設備下における作目は、原則として地域で通常栽培されている作目の中から検討する。

ウ 発電設備の導入

ア及びイの検討の結果、最適化された発電設備を事業実施主体又は事業実施計画に定めた構成員（以下「設備導入者」という。）において導入する。

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用の促進に向けて次の取組の支援を行う。

ア 実現可能性調査

混合利用の実現性を確認するとともに、木質バイオマス発電業者等の経済性、課題等を整理するため、次の（ア）及び（イ）を実施する。

（ア）経済性の検討

混合利用に必要な費用の調査を行う。（既存ボイラーにおいて形式等の仕様・運用実態等、未利用資源の分別・破砕等を行う前処理施設の導入や収集・運搬など）

（イ）課題・対応策の検討

木質バイオマス発電事業者、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体等関係者への聞き取り等による課題の抽出、情報収集を行い、（ア）及びイより得られた成果を踏まえて課題の解決方法及び未利用資源導入の有効性の検討を行う。

イ 実証調査

未利用資源の混合利用による炉への影響及び混合利用による効果の検証と課題や対応策を検討する。

ウ 報告書作成

ア及びイの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成する。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は別添のとおりとし、交付対象経費の具体例は次のとおりとする。

- (1) 1 (1) ア及びイの取組に要する会場借料、推進会議構成員に対する旅費、知見を有する者等への謝金等及びウの発電設備の導入のための経費
- (2) 1 (2) ア及びイに必要な関係者への聞き取り等に要する旅費、指導を依頼する専門家に対する謝金等、実証調査する施設の運転経費及び調査後のメンテナンス費、検討に要する一部又は全部の実施の委託に要する委託費

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

本事業の事業実施主体は、1 (2) で定める団体及び以下に掲げる全ての要件を満たす協議会とする。ただし、第1の1 (1) ウの設備導入を行う場合は、地域の関係者が参画した地域共生型の営農型太陽光発電設備の導入を図るため、事業終了時まで同様の協議会を組織しなければならないものとする。

ア 協議会の要件

(ア) 農業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農業者の組織する団体（農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団

体、農業協同組合、農業協同組合連合会等)を必須構成員とすること。

- (イ) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)を定めていること。

イ 協議会の構成員の要件

発電設備を導入する構成員は、次の条件を満たす者とする。

- (ア) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (イ) 本事業終了後も、引き続き、発電設備下においてより高い収益性が確保できる営農方法や、地域内におけるより効果的な電気の活用方法の試行に協力する意欲を有すること。

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の実施主体は、地方公共団体又は民間団体等(農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。)の協議の上、特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)をいう。以下同じ。)であって、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えていること。

ウ 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

エ 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

オ 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

(ア) 主たる事務所の定めがあること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

(エ) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 交付率等

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

本事業の交付率及び上限額は、次のとおりとする。

ア 第1の1(1)ア及びイの取組

交付率は定額、上限額は合計で200万円

イ 第1の1(1)ウの取組

交付率は2分の1以内、上限額は1発電設備当たり800万円（事業実施後の普及に有効である場合に限り、複数の発電設備設置を認める）

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の交付率は、定額とする。

第3 目標年度及び成果目標

1 本事業の目標年度は、事業実施年度とする。

2 成果目標

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

本事業の成果目標は、協議会において、地域にとって最適な営農方法や電力供給について検討を実施し、1事例以上の設備導入又は地域モデルの整理を行う。

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の成果目標は、未利用資源の木質バイオマス発電所等への導入に対する課題や対応策を1事例以上整理する。

第4 採択基準

1 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか次のとおりとする。

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

ア 第1の1(1)ア及びイの取組を必ず実施する計画となっていること（前年度当事業において同様の取組を実施した場合を除く。）。

イ 地域農業の特色や電力需要等を踏まえた発電設備の実証・導入又は地域モデルの構築までを確実に遂行できる計画となっていること。

ウ 事業実施主体及びその構成員は、営農型太陽光発電に関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。

エ 事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること（農地の一時転用許可は除く。）。

オ 営農型太陽光発電を活用することにより、地域の課題解決につながること。

カ モデルとして広く一般的に取り扱えるような計画であること。

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

ア 事業実施主体が木質バイオマス発電所等を運用若しくは管理している団体であること又は地域循環資源の木質バイオマス発電事業等に関する十分な専門的知見及び経験を有していること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (8) 太陽光発電設備一式以外の設備経費
- (9) 建物等設備の建設及び不動産取得に関する経費
- (10) 既存設備及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
- (11) 事業成果の普及に係る経費
- (12) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (13) 系統連系する場合の系統への接続費用

2 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業の一部又は全部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

ア 委託先が決定している場合は、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、本要綱第 29 第 2 項第 2 号の規定に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（本要綱別記様式第 12 号）の提出を求めるものとする。

第 6 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第 30 第 1 項の規定に基づく事業実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、実施計画書（別紙様式第 6 号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。
- 2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第 13 号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。
- 3 営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業においては、策定された地域モデルの概要及び関係資料等を添付すること。

第 7 事業成果の評価

本要綱第 31 第 1 項の規定に基づく事業の評価について、都道府県以外の事業実施主体は、事業終了年度の翌年度及び事業実施計画の終期の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について、記載すること。

第 8 リース方式における留意点

第 1 の 1 (1) ウにおいて、リース方式による場合の留意事項は、次のとおりとする。

- 1 リース料助成額
リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の式によるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあつては、そのリース料助成額については、次の（１）の式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は次の（２）の式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあつては、そのリース料助成額については、次の（１）及び（２）の式により算出した値のいずれか小さい方とする。

- （１）「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）
- （２）「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）×助成率（1／2以内）

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

本要綱第30第1項の規定に基づく事業実施結果に係る報告については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- （１）リース契約書の写し
- （２）導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- （３）物件借受証又はこれに類する書類の写し
- （４）本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等
- （５）その他必要な書類等

4 事業実施上遵守すべき事項

- （１）事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。
- （２）（１）のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。
ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払う

こと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

(3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第 16 号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管すること。

5 指導等

本事業の発電設備の導入においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第 9 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第 10 売電による収益状況の報告と納付

- 1 営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業において、本事業により導入した発電設備を用いて発電した電力に関して、処分制限期間中は、固定価格買取制度（FIT）又は電力市場と連動した買取制度（FIP）による売電は行わず、原則協議会内で利用すること。なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した設備等については、この限りではない。やむを得ず、協議会の外の者に売電を行ったことにより収益が発生した場合には、事業実施主体は、本要綱第 26 第 1 項の規定に基づき、別紙様式第 22 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 4 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月 30 日までに事業承認者に報告するものとする。ただし、事業承認者は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長

することができるものとする。

- 2 事業承認者は、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して4年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、事業承認者は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第11 知的財産権の帰属等

1 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作権、品種登録を受ける地位、育成権等）が発生した場合、次に掲げる条件を遵守することを条件に、当該知的財産権は事業実施主体等に帰属するものとする。

ア 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、事業実施主体等は、遅滞なく地方農政局長等に報告するものとする。

イ 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権を利用することの許諾を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとする。

ウ 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施主体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に地方農政局長等に協議してその承諾を得るものとする。

2 収益状況の報告及び収益納付

- (1) 事業実施主体等は、本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあつては、本事業の実施期間中の各事業年度の終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別紙様式第22号により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に都道府県知事等に報告するものとする。報告を受けた都道府県知事等は、当該報告を受けてから30日以内に事業収益状況報告書の写しを添付して地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 収益納付

ア 地方農政局長等は、事業実施主体等が本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認める場合には、交付された交付金の額を限度として、次の算式により算定した額を国庫に納付するよう、事業実施主体等に命じるものとする。

納付額＝（収益の累計額－事業の自己負担額）×交付された総額／事業に関

連して支出された実証経費総額－前年度までの納付額
式中の「収益の累計額」とは、知的財産権の譲渡又は実施権の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

式中の「事業に関連して支出された実証経費総額」とは、交付された総額、事業の自己負担額及び当該知的財産権を得るために要した事業以外の実証経費の合計額をいう。

イ 収益を納付すべき期間は、交付金事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

ウ 収益納付の期限は、地方農政局長等が納付を命じた日から20日以内とする。

第12 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、1年以内とする。

2 成果物の公表

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業の事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、事業実施で得られた成果等に関し、次のとおり対応するものとする。

ア 事業実施主体は、地域循環型エネルギーシステムの構築に資するため、本事業の実施により得られたデータやノウハウ等の成果を地域の関係者が活用できるよう取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。

イ 本事業の成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国等は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。

ウ 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、ア及びイの定めにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。

3 発電設備の管理主体

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業において導入した発電設備の管理は、設備導入者がこれを行うものとする。

4 発電設備の処分制限

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業の設備導入者は、本事業により導入した設備等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する処分制限期間をいう。以下同じ。）内に、当該設備等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより、地方農政局長等の承認を得なければならない。

5 発電設備の管理運営

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業の設備導入者は、本事業において、交付金で取得した財産について、本事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に沿って効率的な運用を図るものとする。

また、農地法令や「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（農林水産省農村振興局長）を遵守するものとする。さらに、太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守するものとする。加えて、最新の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置を講ずるものとする。

6 周辺景観との調和

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業において発電設備を導入する場合は、立地場所の選定や当該発電設備のデザイン、塗装等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

7 指導等

地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業の事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体等が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がないと認めるときは本事業の交付の中止又は既に交付した本事業の交付金の全部または一部についての返還を命ずることができるものとする。

ア 本事業において、導入した発電設備を用いて発電した電気を固定価格買取制度（FIT）又は電力市場と連動した買取制度（FIP）により売電していることが明らかになったとき

イ 成果目標達成のための取組が継続していないことが明らかになったとき

ウ 本事業において、導入した発電設備について適切な管理が行われていないことや、発電設備下での営農に支障が生じていることが明らかになったとき

8 不用額の返還

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったと

きは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

9 不正行為等に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事等は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(別添)

営農型太陽光発電のモデル的取組支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業を実施するために直接必要な業務に従事したことが分かる出面表等を整理すること。 雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
旅費	普通旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	
	特別旅費	調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要経費 委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
事業費	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	原材料は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の経費で、機械・備品に該当し	消耗品は、物品受払簿で管理すること。

		<p>ない物品の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う廉価な物品の経費 ・USB メモリ等の廉価な記憶媒体 ・検証等に用いる廉価な器具等 	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	海外文献の翻訳等に係る経費	
	使用料及び賃借料	<p>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p> <p>事業を実施するために直接必要な物品等を利用する場合の使用料、借料及び損料となる経費</p>	事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部又は全部を他の者に委託するために必要な経費	<p>委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的業務に限り、実施できるものとする。</p> <p>委託先の選定は一般競争等、適切な手続きのうえ決定すること。</p> <p>事業そのもの又は事業の根幹を成す事業の委託は認めない。</p> <p>民間企業内部又は協議会に従事する者に内部発注を行う場合は利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。</p>
備品費		事業を実施するために必要な実証及び機械導入に係る費用（原則と	太陽光発電設備一式（太陽光パネル、架台、パワーコンディシ

		して購入するものとする)	<p>ヨナー、交流集積箱、延長ケーブル（工事に係る費用も含む。））</p> <p>取得単価が 50 万円以上の機械整備については見積書やカタログ等を添付すること（原則 3 社以上、該当する機械等を 1 社しか扱っていない場合を除く。）</p>
--	--	--------------	---

(別添)

未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業を実施するために直接必要な業務に従事したことが分かる出面表等を整理すること。 雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
旅費	普通旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	
	特別旅費	調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要経費 委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
事業費	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の経費で、機械・備品に該当しない物品の購入費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されるもの	消耗品は物品受払簿で管理すること。

		効用を失う廉価な物品の経費 ・USBメモリ等の廉価な記憶媒体 ・検証等に用いる廉価な器具等	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	海外文献の翻訳等に係る経費	
	使用料及び賃借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 事業を実施するために直接必要な物品等を利用する場合の使用料、借料及び損料となる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	サンプル提供費	実証調査に必要な未利用資源の購入・運搬に必要な経費	
	性状分析費	未利用資源及び未利用資源との混合使用した資材の利用前・利用後の性状を分析するために必要な経費	
	実証調査費	混合利用における施設の運転経費及び調査後のメンテナンス費	日常及び定期的なメンテナンスは除く
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部又は全部を他の者に委託するために必要な経費	委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的業務に限り、実施できるものとする。 委託先の選定は一般競争等、適切な手続きのうえ決定すること。 全部を委託する場合、監督職員を配置し、適切に管理すること。

			民間企業内部で社内発注を行う場合は利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
印刷製本費		報告書の作成に必要な経費	

別記7

持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち バイオマス地産地消の推進

第1 事業内容等

1 事業内容

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略においても、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・設計を支援するとともに、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥等の散布実証、荒廃農地等を活用し、エネルギーや製品利用等を目的として栽培する作物（以下「資源作物」という。）のバイオ燃料等製造に向けた栽培実証のための取組を支援する。

(1) 事業化の推進

ア 調査支援

バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。

イ 基本設計支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援。

ウ 実施設計支援

バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計に対する支援。

エ 協議・手続支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援。

(2) 効果促進対策

バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設において、熱電併給による農業ハウス等への熱供給、災害時のレジリエンス強化、新たな原料の混合利用等によるエネルギー利用効率改善及び原料調達の多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題解決を図る取組に対する支援。

(3) バイオ液肥散布車の導入

バイオマス利活用関連施設を効果的に運営するため、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布に必要なバイオ液肥散布車の購入又はリー

ス方式による導入を支援する（本体価格が50万円以上のものを支援対象とする。また、目的以外に使用可能な汎用性のあるものは支援対象から除く。）。

(4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

バイオ液肥等を肥料としてほ場で利用するに当たって、実際にほ場にバイオ液肥等を散布し、肥料としての効果を分析・実証するために必要な次の取組を支援。

ア 肥効分析

現地調査・実証で用いるバイオ液肥等について、肥効分析を行う。

イ 現地調査・実証

現地におけるバイオ液肥等の肥料散布調査・実証を行う。

ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供

ア及びイの結果を用いた普及啓発資料の作成・配布、バイオ液肥等のサンプル提供等を行う。

エ 研修会等開催

アからウまでの結果を用いた研修会等を行う。

オ 報告書作成

アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(5) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオ燃料やバイオマスプラスチック等の製造に向け、荒廃農地等を活用した資源作物の栽培実証を行うために必要な次の取組を支援。

ア 検討会の開催

資源作物由来のバイオ燃料等の生産及び普及に向けた事業モデルの検討、事業の進捗管理、事業成果の取りまとめ等を行うための検討会を開催する。

イ 現地調査・実証

現地における資源作物の栽培実証を行う。

ウ 栽培体系の分析

ア及びイの結果を踏まえて地域の栽培体系モデルを分析・検証する。

エ 報告書作成

アからウまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

2 交付対象経費

(1) 1 (1)、(2)、(4)、(5) の場合

人件費（1 (1)、(2)、(4)、(5) に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知））に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕

翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

(2) 1 (3) の場合

購入費（備品類の購入費を除く。）、リース方式による導入に係る費用

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第11号）及び特認団体に係る認定協議について（別紙様式第12号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

2 交付率

第1の1 (1) 及び (3) の交付率については、交付対象事業費の2分の1

以内とし、第1の1(2)、(4)及び(5)の交付率については、定額とする。ただし、1事業申請当たりの交付金の額の上限は、500万円とする。

第3 目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。ただし、第1の1(1)の事業の目標年度は、バイオマス利活用施設の施設整備完了から3年経過した年度とする。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

1 事業化の推進

- (1) 導入予定のバイオマス利活用施設について、別記7-1バイオマス地産地消施設整備の第1の1に掲げる事業内容と整合し、利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められること。
- (2) 当該事業の実施により、バイオマス利活用施設の導入が見込まれること。

2 効果促進対策

- (1) 施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設を対象にした取組であるとともに、次に掲げるいずれかの課題解決を図るものであり、バイオマス利活用施設を活用した実証調査及び検証を伴うものであること。

ア 熱電併給による農林水産関係施設への供給等に取り組む場合

イ 災害時のレジリエンス強化のため、災害を想定した実証に取り組む場合

ウ 新たな原料の混合利用等により、発電効率の改善や原料調達が多様化に取り組む場合

エ エネルギー利用後の副産物（二酸化炭素や発酵残渣）の利用拡大・高付加価値化に取り組む場合

- (2) 取組内容及びその結果を報告書（目的、調査概要、実証調査の内容、実証結果、実証結果を踏まえた対応策等を含むものとする。）として取りまとめること。

3 バイオ液肥散布車の導入

本要綱第5第3項の規定のとおりとする。

4 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

- (1) 事業実施に際し、大学や研究機関等の外部専門家の指導・助言を得ること。

- (2) 事業実施に際し、バイオ液肥等の利用促進のため、農業者や地方公共団体等と連携して取り組む協力体制を構築すること。
- (3) 取組内容及びその結果を報告書（目的、事業概要、実証の内容、実証結果、実証結果を踏まえた今後の展開等を含むものとする。）としてとりまとめること。

5 バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

- (1) 第1の1(5)アの検討会の開催は、都道府県、市町村、農業者、バイオ燃料等製造事業者等の関係者が連携して取り組む協力体制を構築すること。
なお、検討会には、構成員として農業者及び都道府県又は市町村は必ず参画するものとする。
- (2) 事業実施により、将来的に資源作物の栽培面積が拡大し、バイオ燃料等の製造が見込まれること。
- (3) 食料、飼料等の安定供給の確保に支障のないよう配慮すること。
- (4) 取組内容及びその結果を報告書（目的、事業概要、実証の内容、実証結果、実証結果を踏まえた今後の展開等を含むものとする。）としてとりまとめること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

(1) 事業化の推進

ア 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

イ 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費

ウ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

エ 拠点となる事務所の借上経費

オ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

カ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）

キ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によ

る地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額)

ク 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費

ケ 第1の1(1)ウについては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費

コ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

(2) 効果促進対策

(1) に定める事項と同じ。

(3) バイオ液肥散布車の導入

(1) に定める事項と同じ。

(4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

ア 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費

イ 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

エ 交付決定前に発生した経費(本要綱第11第1項のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)

オ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額)

カ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

キ 施設・設備等の詳細設計のための経費

ク 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費

ケ 海外への渡航、滞在等のための経費

(5) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

(1) に定める事項と同じ。

2 契約の適正化

事業実施主体が民間団体等の場合であって、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料をみどりの食料システム戦略推進交付金(持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進)実施計画書(別紙様式第7

号)に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要(委託先が決定している場合に限る。)
- (2) 委託契約書の案(委託する事業の内容及びそれに要する経費)

第6 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第30第1項の規定により、事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、実施計画書(別紙様式第7号)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目(別紙様式第13号に規定されている項目)について、具体的に作成するものとする。また、第1の1(2)の事業にあつては、第4の2(2)、第1の1(4)の事業にあつては、第4の4(3)、第1の1(5)の事業にあつては、第4の5(4)に基づき作成した報告書を併せて添付することとする。

第7 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書(別紙様式第13号)を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (2) (1)を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。

第8 整備状況の報告

事業実施主体は、第1の1(1)イ、ウ及びエを実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかにみどりの食料システム戦略推進交付金(バイオマス地産地消の推進)に関する整備状況報告書(別紙様式第23号)を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第9 リース方式における留意点

第1の1(3)において、リース方式による場合の留意事項は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額(以下「リース料助成額」という。)については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」=リース物件購入価格(税抜)×助成率(1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（１）の算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は次の（２）の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、次の（１）及び（２）の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（１）「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（１／２以内）

（２）「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）×助成率（１／２以内）

２ リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内とする。

３ 事業実施結果に係る報告

本要綱第 30 第 1 項に定める事業実施結果に係る報告については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- （１）リース契約書の写し
- （２）導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- （３）物件借受証又はこれに類する書類の写し
- （４）本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

４ 事業実施上遵守すべき事項

（１）事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 8 条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。

（２）（１）のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

（３）リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第16号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

5 指導等

本事業のバイオ液肥散布車の導入においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第10 自社製品の調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から、調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）製造原価をもって交付対象経費に計上するものとする。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- (1) 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- (2) 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- (3) 「農山漁村再生可能エネルギー法（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号））」に基づく基本計画に位置付けられた取組

3 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する実施計画書（別紙様式第7号）には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）、直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第11号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料を提出すること。

(2) 利用しようとする技術の概要を示す資料（様式任意）

(3) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの。）

4 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合に

は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、本要綱に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後1か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

別記8-1

持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち バイオマス地産地消施設整備

第1 事業内容等

1 事業内容

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略においても、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。このような中、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に対して支援する。

(1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備

(2) 地域資源循環の高度化

ア 地域一体モデル

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組合せや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備
イ マテリアル利用推進モデル

未利用系バイオマスの一層の利活用に向けて、マテリアル利用による地域資源循環の高度化のために必要な施設の整備

(3) バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル）

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

2 交付要件

1 (1)、(2)ア及び(3)については、大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設を整備するとともに、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること。

1 (2)イについては、再生可能エネルギーを活用しつつ、マテリアル資材（原料）を製造することができる施設を整備するとともに、地方公共団体等との連携協定に位置付けられる等、地産地消によるバイオマス資源循環の高度化の促進に貢献する事業実施計画となっていること。

3 対象施設

(1) 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設及びこれら施設の附帯施設

(2) 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、副産物の有効利用、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

なお、都道府県知事は、特認団体の認定を受けようとする事業実施主体がある場合には、交付申請書に特認団体認定申請書（別紙様式第11号）及び特認団体に係る認定協議について（別紙様式第12号）を添付して地方農政局長等に提出するものとする。

- (6) 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要なかつ十分な組織体制を有していること。

2 交付率

交付対象事業費の2分の1以内とする。ただし、第1の3（1）については、交付金の上限額を8,000万円（令和5年度当初予算以前に交付決定済の事業実施計画に基づく事業はこの限りではない。）とし、第1の3（2）については、1事業申請当たりの交付金の上限額を5,000万円とする。

第3 目標年度及び成果目標

本要綱第5第1項の規定により、事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能エネルギーの利用量、製造するマテリアル資材（原料）の製造量等）について適切に設定するものとする。

なお、成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量や非常時における効果について記載すること。

2 達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3 目標年度

施設整備完了から3年を経過した年度とする。

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるほか、次のとおりとする。

1 事業実施の実現性

（1）農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

（2）原料調達の実現性、持続性

原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。

（3）導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

（4）販路の実現性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

（5）施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

（6）事業費の適正性

本要綱第5第2項の規定により作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(7) 事業収支の妥当性

ア 施設稼働後3年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

イ 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

ウ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

エ 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上となる計画であること。

オ 本要綱第5第7項の規定による費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(9) 第3により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用開始までのスケジュールが計画されていること。

ウ 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

(10) 事業実施主体の妥当性

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字の場合にあっては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の

事業者等の技術協力が得られること。

エ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

オ 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

(11) その他

ア 事業実施主体が、事業を自己資金若しくはほかの助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

2 事業趣旨との整合

(1) 第1の1(1)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨の全てと整合していること。

ア 農業生産活動から発生するバイオマスを活用するものであること。

イ 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。

(2) 第1の1(2)アの事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨と整合していること。

ア 事業実施により、複数のバイオマスの組合せや他の再エネ電源の併用によるエネルギーの地域内自給を目指すものであること。

(3) 第1の1(2)イの事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業主旨と整合していること。

ア 農作物非食用部や林地残材等未利用系バイオマスを活用して製造したマテリアル(原料)を利用するものであること。

イ 事業実施により、マテリアル利用による地域資源循環の高度化が図られること。

ウ 製造設備の稼働のために使用する電力等エネルギーに再生可能エネルギーを利用していること。

(4) 第1の1(3)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のうち2項目以上と整合していること。

ア 事業実施により、これまでエネルギー利用されていない地域資源(農作物残渣(もみ殻等)、廃菌床、食品廃棄物、耕作放棄地等)を活用し、エネルギーの地域内自給を目指すものであること。

イ 事業実施により、発電だけでなく、副産物(熱・残渣・CO₂等)を活用すること。

ウ 事業実施により、技術としては確立しているが導入実績の少ない新技術を活用し、新たなイノベーションを進めること。

なお、新技術は、別紙又はその他政府計画・戦略等に記載されているものとする。

第5 事業の実施に関する事項

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第5第2項の規定により事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の組織概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合であつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

(2) 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）

第6 費用対効果分析の実施方法

本要綱第5第7項の規定による費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第17号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次の式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次の式により算定するものとする。なお、施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

イ 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、別紙様式第17号第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次の式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等

に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

- (3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第7 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の最終年度から3年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第13号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第8号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第8 事業成果の評価

本要綱第31第1項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第3の3で定める目標年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第13号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

- 1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の(1)から(3)までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第10 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- (1) 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた取組
- (2) 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- (3) 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- (4) 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組
- (5) 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組
- (6) 「農山漁村再生可能エネルギー法（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再

生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）」
に基づく基本計画に位置付けられた取組

別紙

新技術の対象となる技術例

（◆現状で実用化段階（「バイオマス利用技術の現状とロードマップ（令和 4 年 9 月 6 日バイオマス活用推進会議決定）」において新たに評価））

・ **液体燃料製造**

エステル交換等によりバイオディーゼル燃料を得る技術

（原料）廃食用油、植物油

・ **固体燃料化**

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術

（原料）下水汚泥

（◆ 5 年後に実用化段階）

・ **固体燃料化**

酸素供給を遮断又は制限して低温炭化することにより固形の燃料を製造する技術

（原料）木質系、草本系

・ **燃料製造**

飲食店等のグリーストラップ由来の廃棄物を 60℃以下で加温して油分をバイオ重油として抽出するとともに、抽出残渣をバイオガス化する技術

（原料）食品廃棄物（グリーストラップ由来）

・ **高速加水分解（亜臨界水処理技術）**

亜臨界水領域で加水分解反応を迅速に進行させ、有機物が効率的に分解されることを利用して様々なバイオマスを資源利用する技術

（原料）木質系、草本系、食品廃棄物、家畜排せつ物等

・ **水素化処理**

廃食用油を原料として水素化処理することでジェット燃料等を製造する技術

（原料）廃食用油

・ **メタン発酵（乾式）**

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術

（原料）食品廃棄物、資源作物、農作物残さ又は間伐材

・ **セルロース系発酵（第 2 世代）**

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

（原料）ソルトセルロース（稲わら等）、ハードセルロース（間伐材等）

持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち
環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、国内の未利用資源である家畜排せつ物や下水汚泥資源、食品残さ等の化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と混合した肥料を含む。以下「代替肥料」という。）や燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物（以下「バイオ炭」という。）等の環境負荷の低減に資する資材の計画的な生産の拡大及び広域的な流通の促進（以下「資材の生産・販売」という。）並びに有機農産物又は特別栽培農産物等の農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物（以下「環境負荷低減農林水産物」という。）の流通コストを削減するため又は新たな需要開拓のための流通の合理化等（以下「流通の合理化」という。）を図る取組を推進するため、環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 40 条第 3 項に規定する認定基盤確立事業実施計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる基盤確立事業（資材の生産・販売及び流通の合理化の取組を実施する事業に限る。以下同じ。）に必要な機械・施設の整備等を支援するものである。

2 交付要件

第 2 に定める事業実施主体が法第 39 条第 1 項の規定に基づき基盤確立事業実施計画の申請を行い、主務大臣の認定を受けていること。また、認定計画において 3（1）又は（2）に係る取組が記載されていること。

3 交付対象経費

交付対象経費は、認定計画において記載された取組に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。なお、（1）については、別記 8 - 3 に定められた交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに即したものとし、（2）の費目は、別添のとおりとする。

（1）機械・施設の整備又はこれらの補改修に係る経費であって次に掲げるもの（整備事業）

ア 資材の生産・販売

代替肥料やバイオ炭等の生産及び広域的な流通を図るために必要な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

イ 流通の合理化

環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を図るための、荷さばき業務の合理化、調製、保管若しくは配送の共同化又は品質管理若しくは販売管理の高度化、その他既に用いている流通方式の改善や新たな流通方式の導入に必要な

な機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）

(2) 調査、検査・分析、実証試験等に係る費用であって次に掲げるもの（推進事業）

ア 原材料等調達の安定・強化

環境負荷の低減に資する資材の原材料や環境負荷低減農林水産物の調達の安定化、広域化を図るため、利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査、検討等

イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良

環境負荷の低減に資する資材の品質の検査・分析やほ場での栽培実証、荷さばき業務の高度化、共同配送における集荷ルート構築に係る実証、梱包形態や輸送方法の検討など広域的な流通を推進するための実証等

ウ 事業成果の情報発信

イにより効果の検証・改良を行った結果の取りまとめ、パンフレット等の印刷やホームページ上での公開、展示会等への出展など、事業成果についての情報発信

4 申請できない経費

次の経費は、前項に定める交付対象経費としない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (3) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (4) 事業実施主体における職員の人件費
- (5) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝費及び広告費
- (6) 経費の根拠が不明確のため履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要と認められない経費

5 交付率等

交付率は、3（1）の経費にあつては交付対象事業費の2分の1以内、3（2）の経費にあつては定額（ただし、リース費は2分の1以内）とする。1事業申請当たりの交付金の額の上限は、3（1）にあつては8,000万円、（2）にあつては100万円とする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人又は法人格を有さない団体）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を適切に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在すること。
- (5) 交付金事業全体及び交付金の適正な執行に関し、責任を負うこと。
- (6) 法人格を有さない団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とすること。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- (7) 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原材料又は取り扱う農林水産物の調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要な組織体制を有していること。

第3 目標年度及び成果目標の内容

本要綱第5第1項の規定により、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する目標年度及び成果目標の内容は、それぞれ認定計画に位置付けられた基盤確立事業の目標年度及び成果目標の内容とし、具体的には、次に掲げるとおりとする。

1 目標年度

認定計画に記載された基盤確立事業の実施期間の目標年月を含む年度とする。

2 成果目標の内容

(1) 資材の生産・販売を行う場合

代替肥料やバイオ炭等の普及拡大による環境負荷の低減への寄与の観点から根拠等を適切に設定すること。

(2) 流通の合理化を行う場合

環境負荷低減の効果の増進又は取り扱う農林水産物の付加価値の向上への寄与の観点から根拠等を適切に設定すること。

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第5項の規定によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 事業の目的、取組内容の妥当性

ア 資材の生産・販売

事業実施により、国内の資源（家畜排せつ物、農作物残さ（もみ殻等）、廃菌床、食品廃棄物、下水汚泥資源等）を生かして代替肥料やバイオ炭等の生産及び流通の増大並びに農業現場における活用促進が図られること。

イ 流通の合理化

既に用いている流通の方式を改善し、又は新たな流通の方式を導入すること。

(2) 原材料又は取り扱う農林水産物の調達安定性、持続性

利用する原材料若しくは取り扱う農林水産物の調達手段が確保されていること又はその見込みがあること。

(3) 事業の波及性・先進性

ア 実施する地域の範囲、調達及び販売・流通量の規模並びに実施体制（資材の生産・販売の場合は、代替肥料やバイオ炭等について利用する原材料の種類と利活用方法を含む。）等に波及性・先進性が認められること。

イ 法第16条第1項に基づき地方公共団体が作成する基本計画において事業を促進する方向性が位置付けられていること。

(4) 販路等の安定性及び持続性

販路、利用先の確保が見込まれること。

(5) 施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(6) 事業費の適正性

本要綱第5第2項の規定により作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること

（一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること）。

(7) 事業収支の妥当性（整備事業のみ）

ア 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

イ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計

画が確認できること。

ウ 第6の費用対効果分析により妥当な投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し（整備事業のみ）

ア 関係する行政計画等既存の計画との調整が図られていること。

イ 施設の立地について、法令等に基づき、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等に基づく許認可の取得の見通しが立っていること（特に肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく登録又は届出の見通しが立っていること）。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、その影響について適切な対応が図られていること。

(9) 第3により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手から成果目標の達成に向けたスケジュールが計画されていること。

(10) 事業実施主体の妥当性

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと（ただし、事業実施主体が資材の生産・販売又は流通の合理化の取組により、機械又は施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等について、3年連続赤字の場合にあっては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを証明すること）。

イ 事業実施主体の現在の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

ウ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

エ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること（実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること）。

(11) その他

ア 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

イ 人件費が、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定されていること。

第5 事業実施計画の作成に関する事項

事業実施主体は、本要綱第5第2項の規定により事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施主体（地方公共団体を除く。）の組織概要が分かる資料
 - ア 法人の場合は、定款又はこれに代わる書類（法人以外の団体にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に係る書類）
 - イ 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
 - ウ 添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料
- (2) 資材の生産・販売や流通の合理化の取組概要を示す資料

代替肥料やバイオ炭等の施用が環境負荷の低減への寄与や広域的に流通させることが可能であることを明らかにした資料（想定される含有成分や施用効果のデータ等）又は流通の合理化により環境負荷の低減の効果の増進又は取り扱う農林水産物の付加価値の向上に寄与する取組となっていることを明らかにした資料
- (3) その他別紙様式第9号に定める書類

第6 費用対効果分析の実施方法

整備事業を行う場合、本要綱第5第7項の規定による費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第18号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

- (1) 費用対効果の算定は、原則として、次の式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- (2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次の式により算定するものとする。なお、施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、別紙様式第18号の第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次の式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$

i＝割引率＝0.04

n＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数とする。この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等

に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等
交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

- (3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 7 事業の実績報告等

本要綱第 30 第 1 項の規定により、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 13 号に規定されている項目）について、具体的に作成し、整備事業の場合は決算書等を添付するものとする。なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画に準じて作成する事業実施結果に係る報告書を添付するものとする。

第 8 事業成果の評価

本要綱第 31 第 1 項の規定により、事業実施主体による都道府県知事への事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第 3 の 2 で定める目標年度の翌年度に事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1 の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第 13 号に規定されている項目）について具体的に作成し、整備事業においては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第 9 リース方式における留意点

リース方式による設備・機器の導入を行う場合の留意点は、次のとおりとする。

- 1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1 / 2 以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合、そのリース料助成額は、次の（1）の式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合におけるリース料助成額は、次の（2）の式によるものとする。なお、当該リース物件に係るリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合、そのリース料助成

額は、次の（１）及び（２）の式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（１）「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（１／２以内）

（２）「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜）－残存価格）×助成率（１／２以内）

２ リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数をいう。）以内とする。

３ 事業実施結果に係る報告

本要綱第 30 の規定による事業実施状況の報告に際して次に掲げる書類を添付ものとする。

（１）リース契約書の写し

（２）導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し

（３）物件借受証又はこれに類する書類の写し

（４）本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

４ 事業実施上遵守すべき事項

（１）事業実施主体は、適正化法第 8 条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。

（２）（１）のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払に係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

（３）リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第 16 号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるようこれを適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から 5 年間保管すること。

５ 指導等

地方農政局長等は、本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあつては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第 10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次により利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であることを証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価（注）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費（注）との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 法との関係

(1) 基盤確立事業実施計画の認定

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、交付申請手続を行うまでの間に基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があることから、農林水産省への事前相談を必ず行うこと。

なお、第5に基づき作成される事業実施計画をもって、基盤確立事業実施計画の認定等事務取扱要領（令和4年9月15日付け4環バ第162号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）で定める計画様式（別記様式第2号）に代えることができる。

(2) 制度資金及びみどり投資促進税制の活用促進

事業実施主体は、認定計画に従って設備投資を行う場合、株式会社日本政策金融公庫による新事業活動促進資金又は食品流通改善資金の貸付資格を受けることができるとともに、みどり投資促進税制により化学肥料・化学農薬の使用低減に資する設備投資に限って当該設備について特別償却（機械等32%、建物等16%）を適用することができることから、これらの措置の積極的な活用を努めるものとする。

(3) 地方公共団体が作成する基本計画に基づく施策との連携

本事業の実施に当たっては、地方公共団体が作成する基本計画において「環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容」が位置付けられていることを踏まえ、事業実施主体は、事業の実施に係る基本計画の達成に寄与するよう、関係地方公共団体との連携に配慮するものとする。

3 バイオマス関連施策との連携

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた施策との連携に配慮するものとする。

(別添) (第1の3 (2) 関係)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、分析機器等備品の導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円未満のものに限る。機器及び器具については、見積書(原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付すること。
賃金		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の策定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は、物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、ライセンス、分析機器、ほ場等の借上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> レンタルが困難な場合には、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は、物品受払簿で管理すること。

		食での利用等に必要な原材料の経費	
	資材費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費（USB メモリ等の記録媒体、検証等に用いる器具等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費 	
	研修等参加費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費 	
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に使用する自動車、機械類の燃料代の経費 	
	認証の取得に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な認証の取得に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機 JAS 認証の取得に限る。
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表、確認事務等の実施に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費以外で支給する場合、旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。

		な経費	
委託費		<ul style="list-style-type: none"> 事業の交付目的たる事業の一部（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	

別記 8-3

持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策 の整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

第 1 事業の実施

1 実施設計書の作成

- (1) 事業実施主体は、持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消施設整備及び環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策（施設整備）（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

- (2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の施行

(1) 施行方法

整備事業は、次の（2）から（5）までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つ

の事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により実施することができるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第19号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行う

ものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第19号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実

施設設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第19号により都道府県知事に報告するものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）及び施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表1により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第19号により都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(イ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事等に報告するものとする（別紙様式第19号）。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等に

より工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

5 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

6 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

7 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に0.01を乗じて得

た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表2に掲げるとおりする。

第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第20号により都道府県知事に届け出るものとする。

2 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の(1)により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて(2)及び(3)により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

(1) 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認

(2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認

(3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認

3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の(1)及び(2)により、事業完了から別記8-1第8の1及び別記8-2第8の1に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

(1) 経営状況の確認

評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認

(2) 現地確認

評価の報告年度までの毎年度、現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認

4 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由

- (2) 予算書及び決算書
- (3) 地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書
- (4) その他予算関係の事項を示した書類
- 2 工事施工関係書類
 - (1) 直営施行の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 工事材料検収簿及び同受払簿
 - ウ 賃金台帳及び労務者出面簿
 - エ 工事日誌及び現場写真
 - オ その他工事関係の事項を示した書類
 - (2) 請負施行、委託施行及び代行施行の場合
 - ア 実施設計書及び出来高設計書
 - イ 入札てん末書
 - ウ 請負契約書
 - エ 工程表
 - オ 工事完了届及び現場写真
 - カ その他工事関係の事項を示した書類
- 3 経理関係書類
 - (1) 金銭出納簿
 - (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- 4 往復文書

交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類のほか、それらに添付された資料
- 5 施設管理関係書類
 - (1) 管理規程又は利用規程
 - (2) 財産管理台帳
 - (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

- 1 交付対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む。）及び工事雑費を交付対象事業費とする。
- 2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。
- 3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。
また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

(ア) 工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

(イ) 工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事

費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になる
ときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表
4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実
情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要
とする別表4に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算す
るものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するもの
とし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたも
のとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機
械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費（地質、水質その他施設
の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とす
る。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託
し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、
又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることが
できるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないもの
とする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等
において、直接必要とする別表4に掲げる用途基準を満たす経費とし、事業の
施行態様に依りて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及
び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する
額以内とする。

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材
費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位とし
て適用するものとする。

ただし、次のアからウまでの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造
請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することが

できるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

4 実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設・機械は、新築、新設又は新品によるものとする。ただし、環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策（施設整備）については、既存の施設等の改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設の取得を含む。）も対象とする。

また、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。この場合の古材、古品は、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、3に掲げる（1）から（4）までの交付の対象経費のうち、次の経費は交付対象としないものとする。

別記 8-1 バイオマス地産地消施設整備

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

別記 8-2 環境負荷低減の取組を支える基盤強化（整備事業）

- (1) 土地の取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費（ただし、改修と一体的に行う内部設

備の撤去に係る経費を除く。)

- (3) フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受け調整用のものに限る。）、可搬式コンベア（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据え付け方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、運搬台車、可搬式計量器（電子天秤を除く。）、保冷車及び冷凍車のコンテナ部分を除くトラック本体の購入に係る経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) 交付決定前に発生した経費（本要綱第 11 第 1 項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (6) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第 6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記 8-1 第 2 の 1 及び別記 8-2 第 2 の 1 に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内（ただし、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない。）のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、別記様式第 10 号による財産管理台帳を備え置くものとする。

- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
- ア 事業名及び目的
 - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ウ 設置場所
 - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関する事項
 - キ 利用料に関する事項
 - ク 保全に関する事項
 - ケ 償却に関する事項
 - コ 必要な資金の積立に関する事項
 - サ 管理運営の収支計画に関する事項
 - シ その他必要な事項
- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- (5) 本対策により整備した基幹施設等には、本対策名等を表示するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別紙様式第21号を都道府県知事

に届け出るものとする。

5 災害の報告

- (1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

- (2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容	検 討 内 容
(1)実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(4)施工管理 ア 施工管理者の確保 イ 工程の調整 ウ 工事の監理 エ 工事の検査 オ しゅん功検査、引渡し	事業実施主体が、工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費

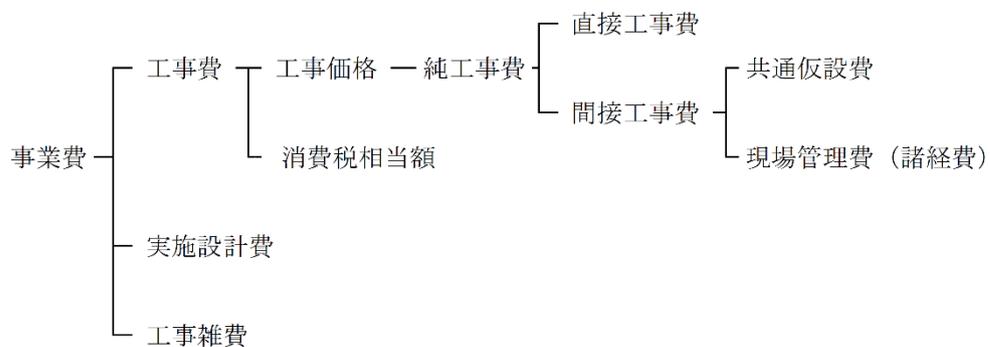
注：みどりの食料システム戦略推進交付金の整備事業の実施に必要な経費に限る。

別表 3

事業費構成の標準

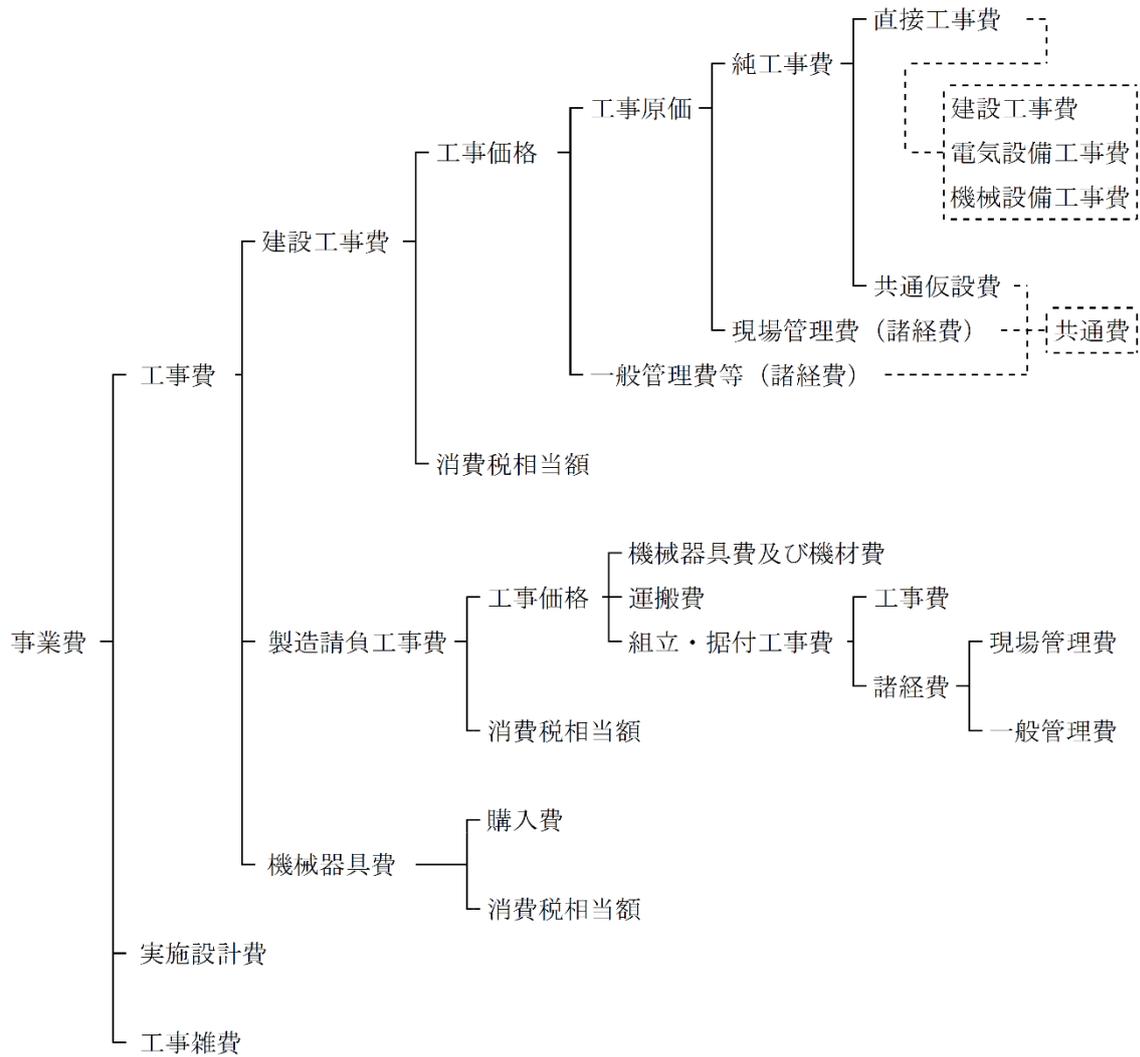
①施設の整備

ア 直営施行の場合



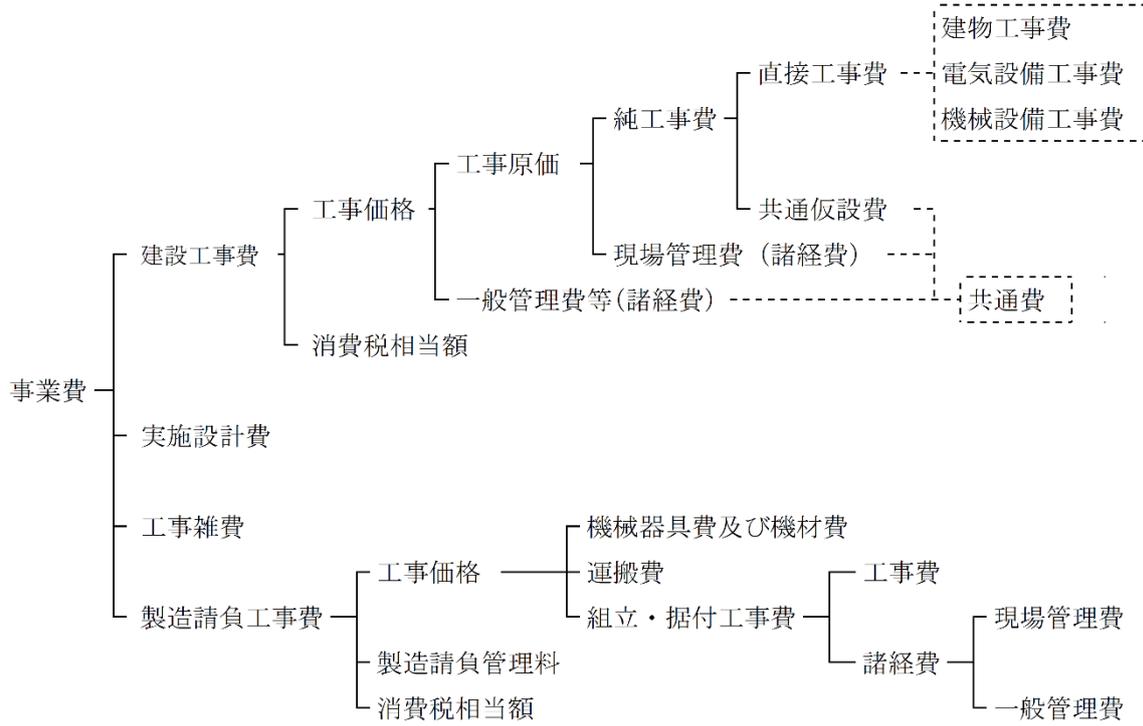
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合

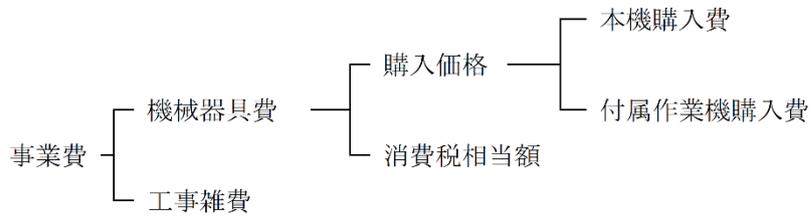


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

費 目	内 容
準 備 費	・敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	・仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	・仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	・地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	・整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	・工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	・共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	・工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	・共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	・上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

費 目	内 容
労 務 管 理 費	<ul style="list-style-type: none"> 現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	<ul style="list-style-type: none"> 工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 險 料	<ul style="list-style-type: none"> 火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	<ul style="list-style-type: none"> 現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	<ul style="list-style-type: none"> 現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	<ul style="list-style-type: none"> 現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	<ul style="list-style-type: none"> 現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	<ul style="list-style-type: none"> 事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	<ul style="list-style-type: none"> 通信費、旅費及び交通費
補 償 費	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	<ul style="list-style-type: none"> 本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額

雑費	・会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用
----	---

3 一般管理費等

費目	内容
役員報酬	・取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	・本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	・本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法定福利費	・本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	・本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	・建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事務用品費	・事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通信交通費	・通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	・電力、水道及びガス等の費用
調査研究費	・技術研究及び開発等の費用
広告宣伝費	・広告又は宣伝に要する費用
地代家賃	・事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減価償却費	・建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	・新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額

開 発 償 却 費	・新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	・不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	・火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	・契約保証に必要な費用
雑 費	・社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

費 目	内 容
報 酬	・土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	・日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	・賃金に係る社会保険料
需 用 費	・消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役 務 費	・通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	・測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	・事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	・土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	・事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	・租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	・代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別記9

環境負荷低減のクロスコンプライアンス

第1 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

事業実施主体は、みどりの食料システム戦略推進交付金の交付を受けるに当たり、事業の主たる受益者が最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施する旨を記載したチェックシート又はチェックシート実施者リストを提出するものとする。

第2 チェックシートの提出

1 別添に定める者は、次の第1号から第6号までに掲げる環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートのうち該当するチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックする。

(1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け） 別紙様式第10号-1

(2) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け） 別紙様式第10号-2

(3) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（林業事業者向け） 別紙様式第10号-3

(4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（漁業経営体向け） 別紙様式第10号-4

(5) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け） 別紙様式第10号-5

(6) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け） 別紙様式第10号-6

2 事業実施主体は、別添に定める主たる受益者全員から当該チェックシートを収集し、事業実施計画書とともに都道府県知事宛てに提出する。なお、都道府県知事が事業実施主体である場合には、交付申請書とともに当該チェックシートを地方農政局長等宛てに提出する。

第3 チェックシート実施者リストの提出

受益者が複数の場合、事業実施主体が主たる受益者全員から当該チェックシートを収集した上で、別紙様式第10号-7により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを作成し、都道府県知事宛てに提出するとともに、当該チェックシートを保管することで、チェックシートの提出を省略することができる。なお、都道府県知事が事業実施主体である場合には、交付申請書とともに当該実施者リストを地方農政局長等宛てに提出する。

(別添) チェックシートに記載された取組を実施する者 (主たる受益者)

チェックシートに記載された取組を実施する者 (主たる受益者) は、下記の受益者のうち

(1) 機械・施設等を導入 (リースなどを含む。) する者

(2) 取組の中核となる者

とする。

事業名	受益者
推進体制整備	事業実施主体
有機農業産地づくり推進	事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者
有機転換推進事業	交付金の交付を受けようとする農業者
グリーンな栽培体系への転換サポート	事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者
SDGs 対応型施設園芸確立	事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者
地域循環型エネルギーシステム構築	(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 事業実施主体 (協議会の構成員を含む。) 及び事業に参加する者 (2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援 事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。
持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。
持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消施設整備	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。
持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策	事業実施主体である地方公共団体又は民間団体等。ただし、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、企業組合、事業協同組合等にあつては、その構成員。

別記様式第1号（第8関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第8の規定により、みどりの食料システム戦略推進交付金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

} 注) 様式は別添のとおりとする。

- 1 推進体制整備、有機農業産地づくり推進、有機転換推進事業、バイオマス地産地消の推進、環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（推進事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式A

- 2 グリーンな栽培体系への転換サポート、SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式B

- 3 バイオマス地産地消施設整備、環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（整備事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式C

(注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

(注2) 都道府県の交付金交付規定又は要綱を添付すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当

該資料と同じ旨を記載することとする。
(注4) 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C)+ (D)+(E)+(F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
推進体制整備		円	円	円	円	円	円	
有機農業産地づくり 推進								
有機転換推進事業								
バイオマス地産地消 の推進								
環境負荷低減の取組 を支える基盤強化対 策（推進事業）								
合 計								

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国又は地方公共団体の一般会計
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C)+ (D)+(E)+(F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
グリーンな栽培体系 への転換サポート		円	円	円	円	円	円	
SDGs 対応型施設 園芸確立								
地域循環型エネルギー システム構築								
合 計								

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国又は地方公共団体の一般会計
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式C

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事業概要	総事業費 (A)	交付対象 経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F)+(G)	負 担 区 分					交付金 (G)	備 考
				自己資金		地方公共団体等による助成金				
				(C)	うち 貸付金等	都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
バイオマス地産地消 施設整備		円	円	円	円	円	円	円	円	
環境負荷低減の取組 を支える基盤強化対 策（整備事業）										
合 計	事業費									
	附帯事務費									
	計									

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- 免税事業者
 - 簡易課税制度の適用を受ける者
 - 国又は地方公共団体の一般会計
 - 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 3 整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを地方農政局長等に承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
	○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
	○農協	○○資金	○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

- (注) 1 事業内容欄は、別記7-2別表2に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。
 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

都道府県知事
(〇〇農政局長等)
殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

- (注) 1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。
2 事業実施主体が都道府県の場合は、本届は地方農政局長等に提出します。

別記様式第3号（第15関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「みどりの食料システム戦略推進交付金変更等承認申請書」を「みどりの食料システム戦略推進交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

別記様式第4号（第17関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第17の規定に基づき届け出ます。（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

記

1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 交付金事業の遂行状況

区 分	総事業費	交付対象 経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日まで に完了したもの		〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
			事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
2 交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分について省略できることとし、省略するに当たっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定の必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第18関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第18の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	交付対象 経 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに完 了したもの		〇年〇月〇日以降に実 施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の様式A～CのIIの「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第18、第19関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては
北海道農政事務局長
沖縄県にあっては
内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 〇〇農政局〇〇〇〇〇 殿

（第19第1項に定める官署支出官名を記入）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付金の交付決定の通知があったこの事業について、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第19の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇月〇日現在

区分	交付対象経費	(A) 交付金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 〇年〇 月末日 の出来 高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来 高		金額	〇月〇日 迄予定出 来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の様式A～CのIIの「区分」に記載された事項について記載すること。

2 下線部は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称

その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第20第1項関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第20第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額としてみどりの食料システム戦略推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

I 事業の目的



II 事業の内容及び実績

1 推進体制整備、有機農業産地づくり推進、有機転換推進事業、バイオマス産地消の推進、環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（推進事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式A及び様式D

2 グリーンな栽培体系への転換サポート、SDGs対応型施設園芸確立、地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式B及び様式D

3 バイオマス産地消施設整備、環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（整備事業）

みどりの食料システム戦略推進交付金・・・様式C及び様式D

(注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 間接交付金事業者に対し間接交付金を交付している場合にあつては、様式DのV-2の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものにつ

いては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

また、事業実績内訳明細書を添付すること。

- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 事業実施主体への交付を完了した年月日を、本様式に加筆すること。なお、複数の事業実施主体へ交付を行った場合には、最終の交付年月日を加筆すること。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C) + (D) + (E) + (F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
推進体制整備		円	円	円	円	円	円	
有機農業産地づくり 推進								
有機転換推進事業								
バイオマス地産地消 の推進								
環境負荷低減の取組 を支える基盤強化対 策（推進事業）								
合 計								

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象経費 (B) = (C) + (D) + (E) + (F)	負 担 区 分				備 考
				交付金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
	グリーンな栽培体系 への転換サポート	円	円	円	円	円	円	
	SDGs 対応型施設 園芸確立							
	地域循環型エネルギ ーシステム構築							
合 計								

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

様式C

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

1 みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	総事業費 (A)	交付対象経 費 (B)= (C)+(D)+(E) +(F)+(G)	負 担 区 分					交付金 (G)	備 考
				自己資金		地方公共団体等による助成金				
				(C)	うち 貸付金等	都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
バイオマス地産 地消施設整備		円	円	円	円	円	円	円		
環境負荷低減の 取組を支える基 盤強化対策（整 備事業）										
合 計	事業費									
	附帯事務費									
	計									

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、都道府県全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

3 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

- (注) 1 事業内容欄は、別記8-3別表2に定める附帯事務費の用途基準により記入すること。
 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

様式D

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)=(C)+(D)+(E)+ (F)+(G)	負 担 区 分					備 考
			自己資金		地方公共団体等による助成金			
			(C)	うち貸 付金等	都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)	
1 みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業）		円	円	円	円	円	円	
2 みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）								
3 みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業）								
合 計								

(注) 別記様式第7号のⅡに定める区分毎に記載すること。

Ⅳ 事業完了 年 月 日

Ⅴ 精 算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業）	円	円	円	円	注) 年 月 日
2 みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）					
3 みどりの食料システム戦略推進交付金（整備事業）					
合 計					

(注) 1 別記様式第7号のⅡに定める区分毎に記載すること。

2 間接交付金事業者に対し間接交付金を交付している場合は、備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

Ⅵ 添付書類

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類 (みどりの食料システム戦略推進交付金 (推進事業、科学技術振興事業))

事業名	交付先名	交付率	総事業費	交付対象経費 (A) = (B) + (C) + (D) + (E)	負担区分				備考
					交付金 (B)	都道府県費 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
			円	円	円	円	円	円	
合 計									

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入すること。
 2 事業実施主体の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
 3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。
 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第 8 号（第 20 第 2 項関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第 20 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付金事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付金事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A) のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A) のうち未支出額	翌年度繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかつた場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請書のウェブサイトにおいて、閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより、当該資料を省略することができる。

別記様式第9号（第20第4項関係）

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったみどりの食料システム戦略推進交付金について、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱第20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の交付金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2	交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

（注）1 記載内容の確認のため、市区町村別、事業実施主体別の内訳資料及び以下の資料を添付すること。（交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - （2）消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
 - （4）事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

〔 〕
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔 〕
（注）1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（1）免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
（2）新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、

- 事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、
免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - (4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 11 号（第 28 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇〇年度みどりの食料システム戦略推進交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 交付金相当額	支出 済額	うち国庫 交付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 1 交付金事業名欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 12 号（第 29 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体名 氏名〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接交付金事業者に対する申立ての場合であつて、交付金事業者である都道府県が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。